印西市 保育園利用のご案内

第1版















健康子ども部 保育幼稚園課 入園係 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364番地 2

TEL: 0476-33-4651(直通)

目次

| 令和8年4月入園の変更点 | 1 |
|----------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| これから保育園を申し込む方へ | 3 |
| 利用開始までの流れ | 4 |
| 保育の必要性の認定 | 5 |
| 認定区分 | 5 |
| 保育必要量 | 5 |
| 保育を必要とする理由・保育必要量・認定期間 | 6 |
| 保育の必要性が認定されたら | 7 |
| 届けている認定内容に変更があった場合 | 8 |
| 保育所等利用申込み | 10 |
| 申込受付期間・面接日 | 10 |
| 申込方法 | 11 |
| 申込みに必要な書類 | 13 |
| マイナンバーの確認 | 15 |
| 疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき | 16 |
| 医療的ケアが必要なとき | 17 |
| 申込みの際の注意事項 | 18 |
| きょうだいが同時に申請するときの組み合わせについて | 19 |
| 市外の保育施設を申請する場合 | 20 |
| 市外から印西市の保育施設を申請する場合 | 20 |
| 申請後に申請内容を変更したい場合 | 22 |
| 申請を取り下げたい場合 | 22 |
| 次の年度も継続して申し込みたい場合(保留中の方) | 22 |
| 利用調整 | 23 |
| 申込みや利用の際に確認する事項 | 27 |
| 利用調整の結果の通知 | 30 |
| 保育園に通うことになった方へ | 30 |
| 利用決定通知が届いた方 | 30 |
| 内定通知が届いた方 | 30 |
| 利用開始にあたり必要な手続き | 31 |
| 「ならし保育」の実施 | 32 |
| 「延長保育」について | 32 |
| 保育施設等の利用に係る現況届 | 32 |
| 別の市内保育施設に移りたい場合(転園申込) | 32 |
| 利用対象年齢の満了に伴う別の保育所等の利用申込み | 33 |
| 連携施設を申し込む | 33 |

| 「本園」に在籍する | 33 |
|----------------------------------|----|
| 長期で欠席する場合 | 33 |
| 入園後、保育園を辞める場合 | 34 |
| 印西市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合 | 34 |
| 令和8年度保育園保育料(利用者負担額)について | 35 |
| 様式及び記入例 | 38 |
| 保育施設入所申込確認票 | 38 |
| 保育施設入所申込確認票(裏面) | 39 |
| 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 | 41 |
| 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(裏面) | 42 |
| 保育所等利用申込書 | 43 |
| 保育所等利用申込書 別紙 利用希望保育所等(第7希望以降) | 45 |
| 申込児童の健康状況調書(表) | 45 |
| 申込児童の健康状況調書(裏) | 47 |
| 保育園に関する Q & A | 48 |
| 保育園一覧 | 52 |

令和8年4月入園の変更点

◆ (仮称) 小倉すくすく保育園千葉 NT 駅前分園

| 定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 正貝 | 4 | 8 | 9 | 12 | 12 | 12 | 57 |

休園していたしおん保育園(分園中央)は廃園し、運営を引き継いだ「社会福祉法人すくすくどろんこの会」が、小倉すくすく保育園の分園として開園する予定です。

廃園するしおん保育園分園の 3~5 歳児は、(仮称) 小倉すくすく保育園千葉 NT 駅前分園に申込みすることで優先的に入園できます。

◆ (仮称) リップル保育園高花

リップル保育園 CNT 高花 I (小規模保育事業 A型) を廃園。同じ場所で認可保育所として開園

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|----|------------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 廃園 | リップル保育園 CNT 高花 I | 3 | 8 | 8 | _ | _ | | 19 |
| 増減 | | -3 | 0 | 0 | +18 | +18 | +18 | +51 |
| 開園 | (仮称) リップル保育園高花 | 0 | 8 | 8 | 18 | 18 | 18 | 70 |

隣接するリップル保育園 CNT 高花Ⅱの定員は変更ありません。

リップル保育園 CNT 高花 \underline{I} 及び \underline{I} の $\underline{2}$ 歳児は、連携施設、又は(仮称)リップル保育園高花への入園を希望する場合、その旨の 4月入園の申込みをすることで、優先的に入園できます。

リップル保育園 CNT 高花 \underline{I} の $\underline{0}$ 歳児及び $\underline{1}$ 歳児は、特段の転園や退園を希望しない場合、(仮称) リップル保育園高花に転園(利用申込は不要)となります。

◆銀の鈴保育園 ※定員変更(増員)

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 現行 | 9 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 89 |
| 増減 | 0 | +2 | +2 | +2 | +2 | +2 | +10 |
| 変更後 | 9 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 99 |

◆市川学園西の原幼稚園 ※定員内訳変更(2号定員の増員)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 現行 | 1号 | _ | _ | _ | 50 | 50 | 50 | 150 |
| | 2・3号 | _ | _ | _ | 10 | 10 | 10 | 30 |
| 変更後 | 1号 | _ | _ | _ | 45 | 45 | 45 | 135 |
| | 2・3号 | | | _ | 15 | 15 | 15 | 45 |

- ◆ 【紙の申請書を利用される方】申込書類の様式が変わりました。令和8年度の様式は、令和7年度以前の様式と異なりますので指定されたものを使用してください。
- ◆保育所等利用申込みがあった場合は、取り下げの手続きを行わない限り令和 9 年 3 月入園の審査まで行います。
- ◆転園の申込方法が変わりました。詳細は P32 をご確認ください。
- ◆送迎保育ステーション 千葉ニュータウン中央駅周辺で事業を開始する予定です。 詳細は決まり次第、令和7年10月以降に市ホームページで順次公開予定です。



印西市 保育園 送迎ステーション

? 保育園入園に関する相談はどこでできますか。支所や出張所でできますか。

保育園入園に関するご相談は、印西市役所本庁保育幼稚園課にて受け付けます。支所、出張所は、ご相談等については対応しておりませんのであらかじめご了承ください。申込書類の提出に限り、対応可能です。

保育幼稚園課でのご相談は、4月入園の申込受付期間である11月中は予約制にてご案内しますので、 事前に予約をしていただきますようお願いいたします。5月~3月入園の申込受付期間は、予約制では ありませんので、順番にご案内させていただきます。

はじめに

- 1. 認可保育施設は、就労や病気、出産などやむを得ない事情で、日中児童の保育を必要とするとき、保護者に代わり保育をする施設です。
- 2. 「保育を必要とする期間に限り」認可保育施設を利用できるため、小学校入学までの在園を保証するものではありません。
- 3. 認可保育施設の運営は、利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、公的に定められた手続きと規則や各園の決まりに基づく適正な利用が求められます。

これから保育園を申し込む方へ

印西市を通して申請する保育施設の種類

| 保育施設・事業 | 施設・事業概要 | 対象クラス |
|------------|---|---------------|
| 保育園(公立・私立) | 家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童を お預かりする施設 | 0歳児クラス〜5歳児クラス |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、家庭で保育ができない保 護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設 | 0歳児クラス〜5歳児クラス |
| 小規模保育事業 | 0 歳児から 2 歳児クラスまでの児童を対象に、6~19 名の 定員で保育を行い、家庭で保育ができない保護者に代わり、 就学前までの児童をお預かりする施設 | 0歳児クラス〜2歳児クラス |

クラス表

1歳児以上のクラスは、令和8年3月31日現在の満年齢でクラスが決まります。

年度途中で誕生日を迎えても、年度末 (3月末日) までクラスは変わりません。

| クラス | 児童の生年月日 | 就学前対応日 |
|---------|-------------------|--------------|
| 5 歳児クラス | 令和2年4月2日~令和3年4月1日 | 令和9年3月31日まで |
| 4 歳児クラス | 令和3年4月2日~令和4年4月1日 | 令和10年3月31日まで |
| 3 歳児クラス | 令和4年4月2日~令和5年4月1日 | 令和11年3月31日まで |
| 2 歳児クラス | 令和5年4月2日~令和6年4月1日 | 令和12年3月31日まで |
| 1 歳児クラス | 令和6年4月2日~令和7年4月1日 | 令和13年3月31日まで |
| 0 歳児クラス | 令和7年4月2日~令和8年4月1日 | 令和14年3月31日まで |
| | 令和8年4月2日~ | 令和15年3月31日まで |

利用開始までの流れ

見学

市内の保育施設の情報は、ガイドブックや重要事項説明書、各施設のホームページ、ここ de サーチ等で確認できます。

希望する保育施設に直接連絡し、施設見学を行ってください。



印西市 保育園 重要事項説明書

申請

 $P5\sim$

内容の確認、修正・再提出の依頼があることを想定し余裕をもって提出してください。

面接

面接は保護者さま・お子さまで参加いただき、市内保育施設の代表者 が面接官として日頃の様子を伺います。

認定

提出された書類をもとに、教育・保育給付認定を行います。すでに教育・保育給付認定を受けている方は、申請不要です。

利用調整

・結果通知

利用調整の結果は、初回審査時のみ送付します。次回以降の調整結果 は入園決定となるまで通知いたしません。郵送する時期は、入園月の 前の月の中旬ごろです。電話での結果確認は対応しておりません。

入園準備

利用決定者は、利用が決定した保育施設へ連絡し入園前の調整を行ってください。入園前面接に参加できず、「内定」となっている方は入園前に保育施設で面接を行ってください。

利用開始

利用開始日は、生後 57 日目からの利用を除き、毎月1日です。利用開始日以降、お子さまが保育施設の生活になれるための「ならし保育」を概ね1週間から2週間程度行います。

保育の必要性の認定

保育園の利用にあたり、児童の保育が必要であることの認定(「教育・保育給付認定」)を受ける必要があります。 「教育・保育給付認定」の申請は、認定区分、保育必要量、有効期間(認定期間)、保育を必要とする事由(保育認定 事由)を認定します。

保育の必要性の認定と保育施設の利用申込みは、別の手続きです。保育の必要性が認定された方が、利用調整の対象であり、利用調整の結果、希望施設の利用が保留になることもあります。

認定区分

子ども・子育て支援法により、市が、児童の年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に認定します。その認定区分に応じて各施設の利用が可能となります。2号認定及び3号認定の方は、「保育必要量」と「保育を必要とする理由」も併せて認定します。

| 認定区分 | 対象となる子ども | 利用できる主な施設 |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上で就学前の子ども | 幼稚園※・認定こども園 |
| 2号認定 (満3歳以上保育認定) | 満3歳以上で保護者の就労や疾病等により | |
| 2 与心定 (周 3 脉以上保育心定) | 家庭での保育が困難な子ども | 認可保育園・認定こども |
| 3号認定 (満3歳未満保育認定) | 満3歳未満で保護者の就労や疾病等により | 園・小規模保育事業 |
| 3 与心化 (周3 豚个側休目心化) | 家庭での保育が困難な子ども | |

³号認定(満3歳未満)から2号認定(満3歳以上)への切り替えにあたっては、印西市から認定区分変更通知書とともに新しい認定証を送付します。

保育必要量

保育必要量は、「標準時間」と「短時間」があり、勤務時間等によりどちらかに認定します。どちらの区分の認定を 受けた場合であっても、保育施設を利用できるのは、保護者が実際に保育を必要とする時間です。認定が就労の場合、 「就労時間」+「通勤時間」が保育施設を利用できる時間です。

なお、延長保育を利用した場合、施設ごとに設定された延長保育料がかかります。

保育必要量の認定に関わらず、お子さまの健康状況等に応じて利用時間の短縮をお願いすることがあります。





^{※1}号認定で幼稚園に通う方は、直接各幼稚園に問い合わせてください。

保育を必要とする理由・保育必要量・認定期間

| 保育を必要とする事由 | 認定期間 | 保育必要量 | |
|---|--|-----------|--|
| 就労 | 小学校就学前まで | 標準時間※ | |
| 月 60 時間以上の就労を常態としている場合 就労時間により保育必要量が変わります。 | | 短時間※ | |
| 妊娠・出産 | 原則として、出産予定日の概ね2か月 前から、出産後8週経過した日の翌日 | 標準時間 | |
| | の属する月の末日まで | 短時間 | |
| 疾病・障害 | | 1#W-n+ BB | |
| 保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合 | 保育を必要とする事由が無くなるまで | 標準時間 | |
| 介護・看護 | | 標準時間 | |
| 同居 (または長期入院している) 親族を常時介護・看護している 場合 (月 60 時間以上) | 保育を必要とする事由が無くなるまで | 短時間 | |
| 災害復旧 | | 標準時間 | |
| 火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合 | 保育を必要とする事由が無くなるまで | 短時間 | |
| 11-111-1-1 | | | |
| 求職活動 求職または開業予定の場合(認定後 90 日以内に就労すること) | 支給認定開始日から 90 日を経過する 日が属する月の末日まで | 短時間 | |
| 就学 | | 標準時間 | |
| 就学または職業訓練校等の職業訓練の場合(月 60 時間以上) | 就学期間の終了(卒業)まで | 短時間 | |
| 育児休業 育児休業取得前に既に市内の保育所等を 利用していた子どものみ | 当該育児休業に係る子どもの1歳の誕 生日の属する年度の末日まで | 短時間 | |

^{※「}集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育を必要とする事由には該当しません。

[※]育児休業での新規入園はできません。

[※]就労証明書で確認できる就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合は保育短時間、月 120 時間以上の場合は保育標準時間で認定します。

保育の必要性が認定されたら

印西市では、保育の必要性が認められた方全員に支給認定証を交付します。支給認定証は、お手元に届いたら大切に保管してください。施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の内容を変更した場合、以前の認定証は、ご返却いただきます。施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定を受けている方は、次のページに記載する状況の変更があった場合、認定を変更する手続きをしてください。

また、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の認定期間内に、再度保育所等利用申込みをする場合は施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の提出は必要ありません。

なお、他自治体へ住民票を異動する場合や家庭において必要な保育を受けることができるようになった際には、認 定を取り消すことができますので、その旨を保育幼稚園課にお知らせください。手続きをご案内します。

? 令和8年5月入園と令和9年4月入園を申し込む場合、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書はそれぞれ用意しますか。

すでに受けている施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の内容が変わらない場合は 提出しません。内容が変わる場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請 書を提出してください。

(ただし、保育所等利用申込みは、年度限り有効ですので、次の年度も引き続き審査を希望する場合は再度お申し込みが必要です。)



届けている認定内容に変更があった場合

在園児の方及び申請中の方は、ご家庭やお仕事の状況が変わったときは必ず書類を提出してください。届け出内容に応じて利用調整を行う際に必要な基本点や調整点の変更を行います。申込時と利用決定時で就労などの実態に差異があるときは保育園の利用決定が取り消しとなります。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合は必ず事前にご相談ください。(注意)施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書を以下、「教育・保育給付認定申請書とします。」

| 必要書業 | Į. | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|
| 印西市内で転居する | 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+『支給認定証』 | | | | |
| 印西市外へ転出する ※1 | 『退園届』+『支給認定証』 | | | | |
| 子ども又は保護者 | 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+『支給認定証』 | | | | |
| その他の親族等 | 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』 | | | | |
| 保護者の離婚成立 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『戸籍謄本(写し可)』 | | | | |
| (離婚調停による別居含む) | +『支給認定証』 | | | | |
| 保護者の婚姻 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+ 結婚した相手の就労証明書等 + 『支 | | | | |
| 休徳安日リメ自然 | 給認定証』 | | | | |
| 上記以外の変更(子どもの出産等) | 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』 | | | | |
| 就職する・自営業を開業する ※2 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+ 新しい勤務先の『就労証明書』+『支 | | | | |
| が成みの。日日半の田米みの 次と | 給認定証』+(自営業の場合)自営業が確認できる書類 | | | | |
| | 〔標準時間・短時間の変更がある場合〕 | | | | |
| 転職する・異動する・ | 『教育・保育給付認定変更申請書』+ 転職・異動・勤務日数・時間変更後 | | | | |
| 製物ので無勤するで 動務日数又は時間を変更する ※ | の『就労証明書』+『支給認定証』 | | | | |
| 到物口数又は時間を支更する ※ 2 | 〔標準時間・短時間の変更がない場合〕 | | | | |
| 2 | 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+ 転職・異動・勤務日数・時 | | | | |
| | 間変更後の『就労証明書』 | | | | |
| 産休を取得する ※3 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『母子手帳のコピー』(表紙と分娩予 | | | | |
| 産いる政府する 次の | 定日がわかるページ)+『支給認定証』 | | | | |
| 育休を取得する ※4 ※6 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『就労証明書』又は育休の取得が確 | | | | |
| HWGWHAA WA | 認できる書類(勤務先が発行するもの)+『支給認定証』 | | | | |
| 育休明けで復職する ※2 ※6 | 『支給認定変更申請書』+『就労証明書』又は育休からの復帰日が確認で | | | | |
| HIMPITY CIRANGE OF THE MEDITION | きる書類(勤務先が発行するもの)+『支給認定証』 | | | | |
| (保護者が) 就学する ※2 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+『在学証明書』+『時 | | | | |
| (休良日の) 加丁する 水と | 間割」 | | | | |
| 介護・看護をする ※2 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+ 介護・看護を受け | | | | |
| TIE GIRCY O'NE | る方の『診断書②』等 + 介護する時間を記載した申立書 | | | | |
| 病気になった ※5 | 『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+ 『診断書①』 | | | | |
| 求職活動をする ※4 ※7 | 『支給認定変更申請書』+『求職活動申告書』+『支給認定証』 | | | | |
| 転園したい | 『保育所等転園申込書』 | | | | |
| 退園する | 『退園届』+『支給認定証』 | | | | |
| 家族が障害者手帳等を交付された | 『教育・保育給付認定変更申請書』+ 手帳等のコピー | | | | |
| 支給認定証を紛失した | 『支給認定証再交付申請書』 | | | | |
| 子どもが満3歳になった | 『支給認定証』を返却(新しい支給認定証は自動的に送付されます。) | | | | |

[※]様式は、表紙の「在園児向けの案内ページ」からダウンロードできます。

〔注意事項〕

- ※1 市外に転出後、在園していた保育園を継続して利用するには、所定の手続きが必要です。継続利用を希望する場合には、保育幼稚園課までお問い合わせください。(継続利用希望に添えないこともあります。)
- ※2 基本的に就労時間が、月 120 時間以上で保育標準時間、月 60 時間以上 120 時間未満で保育短時間となりますが、月 120 時間以上でも希望すれば保育短時間を選択できます。 また、月 60 時間以上 120 時間未満でも、保育短時間だと送迎が常態的に間に合わないと認められれば、保育標準時間とすることができます。(申立書を提出していただきます。)
- ※3 保育の利用希望に応じて、保育標準時間と保育短時間のどちらでも選択できます。 妊娠・出産への認定変更と同時に保育短時間へ認定変更を希望する場合、認定変更日は原則として 母子手帳に記載のある出産予定日の2カ月前からとなります。産休取得日から短時間保育を希望す る場合は、産休取得日が分かる書類(産休取得日の記載のある就労証明書等)を併せて提出することが必要です。
- ※4 保育短時間のみとなります。
- ※5 保育標準時間のみとなります。
- ※6 『就労証明書』又は産休・育休について確認できる書類(勤務先が発行するもの)が変更日までに 提出できない場合は、市保育幼稚園課までお問い合わせください。
- ※7 求職活動中で、保育園を利用できる期間は、支給認定後90日を経過する日が属する月末までとなります。期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。(月60時間以上の就労で保育園の利用対象となります。)
 - 保育園の利用が保留となっている方についても、同様となります。支給認定証に記載のある有効期限前までに必要書類を提出してください。

届けている認定内容に変更がある場合の手続きは、必ず事実発生日の 30 日前までに行ってください。令和8年4月1日以降、支給認定証の有効期間の始期は、提出書類において確認できる事実発生日となります。保育を必要とする理由が継続する場合のみ継続して在園することができます。認定と認定の間が少しでも空いてしまう場合は、一度ご退園いただき再度保育が必要になった際にお申し込みください。その際、同じ園に入園できるとは限りませんので、あらかじめご注意ください。

また、標準時間・短時間が変更となった場合、保育料の金額は変更された日の翌月(ただし、変更された日が1日の場合は当月)分から変更となります。(延長保育については変更日当日から変更となります。)

支給認定証に記載している有効期限後も保育園を利用(または、利用申込みを継続)する場合には、期限前に手続きが必要ですので、忘れずに必要書類を提出して下さい。

保育所等利用申込み

申込受付期間・面接日

| 利用 | | 申込約 | 冬了日 | |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 希望月 | 申込開始日 | 保育幼稚園課窓口で 提出する | 各支所・各保育園 ・電子申請で提出する | 面接日 |
| ^{令和8年} 4月 | ^{令和7年} 11月4日 (火) | ^{令和7年} 11月25日(火) | ^{令和7年} 11月18日(火) | 令和7年 12月1日(月) 2日(火)3日(水) 8日(月)9日(火) 10日(水) |
| 5月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 3月2日 (月) | 3月31日 (火) | 3月24日 (火) | 4月2日 (木) |
| 6月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 4月1日 (水) | 4月30日(木) | 4月23日 (木) | 5月1日(金) |
| 7月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 5月1日 (金) | 5月29日(金) | 5月22日(金) | 6月3日 (水) |
| 8月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 6月1日 (月) | 6月30日 (火) | 6月23日 (火) | 7月2日 (木) |
| 9月 | ^{令和8年} | 令和8年 | 令和8年 | ^{令和8年} |
| | 7月1日 (水) | 7月31日(金) | 7月24日(金) | 8月3日 (月) |
| 10月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 8月3日 (月) | 8月31日 (月) | 8月24日 (月) | 9月2日 (水) |
| 11月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | 令和8年 |
| | 9月1日 (火) | 9月30日(水) | 9月24日 (木) | 10月1日 (木) |
| 1 2月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 10月1日 (木) | 10月30日(金) | 10月23日(金) | 11月2日 (月) |
| 1月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 11月2日 (月) | 11月30日 (月) | 11月24日(火) | 12月2日(火) |
| 2月 | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} | ^{令和8年} |
| | 12月1日 (火) | 12月24日 (木) | 12月17日 (木) | 12月25日(金) |
| 3月 | ^{令和9年} | ^{令和9年} | ^{令和9年} | ^{令和9年} |
| | 1月4日 (月) | 1月29日(金) | 1月22日(金) | 2月3日 (水) |

[※]受付期間外に書類をお持ちになられた場合は、受付け・お預かりはできません。

[※]希望園の変更や申請の取下げ等も上記期間内に手続きをしてください。

[※]申請は、年度内に限り有効です。(例:令和7年12月入園の申請→令和8年3月入園の審査まで有効)

[※]提出された申請書類は返却しませんので、提出前にコピーしてください。

[※]面接の日程は、変更になる場合があります。

申込方法

受付期間内に書類がそろっていない場合は、受付け・お預かりはできません。

提出された申請書類の内容を確認した結果、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります。 就労証明書の内容確認のために、就労実態を調査することがあります。

提出後に住所・氏名・家族構成・事由の変更が生じた場合には、必ず変更を届けてください。(P8参照)

ちば電子申請サービスを利用して申し込む

(https://apply.e-tumo.jp/city-inzai-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)

下の(1)~(3)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。

- (1) 保育を必要とする事由を確認する書類
- (2) 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- (3) 該当する場合に必要な書類

申込み受付の処理状況等は、ちば電子申請サービスに ログインし、ご自身で確認してください。

申請後、面接の予約のため保育幼稚園課へ連絡してく ださい。





ぴったりサービスを利用して申し込む

(https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form) ぴったりサービスでは、必ず「支給認定の申請」「保育施設等の利用申し込み(令和 〇年〇月入園受付)」のいずれも申請・申込してください。ただし、すでに教育・保育給付認定を受けている方は、「支給認定の申請」は申請不要です。

下の(1)~(5)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。

- (1) 申込児童の健康状況調書
- (2) 保育を必要とする事由を確認する書類
- (3) 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- (4) 該当する場合に必要な書類(保育施設入所申込確認票は必ず添付すること)

申込み受付の処理状況等は、ぴったりサービスにログインし、ご自身で確認してください。申請書の控え (PDF形式) は、申請完了時のみダウンロードすることができます。申請後、面接の予約のため保育幼稚園課へ連絡してください。





? 「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し」は、 母子手帳の中のどのページを用意すればいいですか?

「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し」は、市からご案内している 3~4 か月健診、1 歳6 か月健診、3 歳健診等で、最近受けた健診のページをコピーしてください。また、最近受けた健診が市でご案内している健診以外の場合は、そちらの写しをご提出ください。

紙の申請書を直接窓口に提出する

◆印西市役所 保育幼稚園課で提出する

印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する方、申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や 印西市外の保育施設の利用を希望している方等すべてのお申込みの受付ができます。書類を提出する際に不備や不足 がないか確認しますので、提出の際は時間に余裕をもってお越しください。書類の審査は受付後に行うため、後日、内 容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります。

◆印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設で提出する

申込時点で印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する場合、印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設で申請書類を提出できます。申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や印西市外の保育施設の利用を希望している場合は、印西市役所 保育幼稚園課で申込書類を提出してください。

※印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設では、書類を提出する際に不備や不足がないか確認しますので、 提出の際は時間に余裕をもってお越しください。書類の審査は保育幼稚園課へ送達後に行うため、後日、内容の確認、 修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があり、その場合は、保育幼稚園課から保護者様へ連絡します。

郵送で申請する(あて先は間違いなく記載してください。)

あて先 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364番地 2 印西市役所 保育幼稚園課 入園係 宛

印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する方、申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や 印西市外の保育施設の利用を希望している方等すべてのお申込みに対応しています。書類の受付は、受付終了日の 17 時 15 分までに印西市役所保育幼稚園課へ到着した分のみとします。郵送で提出するときは、期日に余裕を持ち、追跡 可能な特定記録郵便、簡易書留、レターパック等を利用することを推奨します。受付終了間近で投函した場合、期間内 に保育幼稚園課へ届かないことがあります。受付終了日の 17 時 15 分までに到着しなかった分は、次回以降の審査と しますのでご注意ください。

? 申込書類はどこで配布していますか?

申込書類配布場所:印西市 HP・印西市役所保育幼稚園課・印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設等 ※申請書の郵送はしていませんので、配布場所からご自身で入手してください。

P38 の記入例を参考に下記の書類を漏れなく記入した状態で提出してください。提出書類が全て揃っていない場合は、 受付け・お預かりはできませんのでご了承ください。

申込書類

- (1) 保育施設入所申込確認票
- (2) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(※すでに認定されている方は提出不要です。)
- (3) 保育所等利用申込書
- (4) 申込児童の健康状況調書
- (5) 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- (6) 保育を必要とする事由を確認するための書類(13ページ①を参照)
- (7) 該当する場合に必要な書類 (14ページから15ページ②、③、④、⑤を参照)
- (8)マイナンバー確認資料

※直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写しは、必ず保護者が用意し提出してください。母子手帳そのものをお持ちになられた場合、市役所内のコピー機(有料)にてコピーし提出していただきます。

申込みに必要な書類

申請に必要な書類は印西市ホームページからダウンロードできます!

① 保育を必要とする事由を確認するための書類(児童と同居する保護者全員分必要です)

| 保育認定事由 | 必要書類 | 注意事項 |
|----------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| | | 就労証明書は、就労先が記入してください。 |
| | | 雇用予定の場合は、保育施設を利用できた場合の就労内容を |
| | | 記入してください。 |
| | | 保護者が自営業である場合は、保護者自身が記入し、開業届出 |
| | | 書の写し又は確定申告の写しのいずれかを添付してくださ |
| 就労(育児休業明 | | い。(事業を開始した年は開業届出書の写しを提出し、2 年目 |
| がの復職含む) | 就労証明書 | 以降は確定申告の写しを添付してください。) |
| りの複組合の | | ダブルワークをしている方は、就労時間を合算することが可 |
| | | 能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してく |
| | | ださい。 |
| | | 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月 です。(11月中に提出する |
| | | 場合は、その月が属する年9月1日以降に発行されたものが |
| | | 有効) |
| 妊娠・出産 | 母子手帳の写し | 母の名前、及び出産予定日がわかるページの写しをご提出く |
| XTXIX TTI/E | | ださい。 |
| | 医師の診断書 | 診断書は所定の様式「①疾病等用」を使用してください。 |
| 保護者の疾病 | 又は | 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月 です。(11月中に提出する |
| | 障害者手帳の写し | 場合は、その月が属する年の9月1日から有効) |
| | 医師の診断書 及び ご家族の状況についての申立書 | 診断書は所定の様式「②介護看護付添用」を使用してくださ |
| | | <i>ν</i> , |
| | | 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月 です。(11月中に提出する |
| 介護・看護 | | 場合は、その月が属する年の9月1日から有効) |
| 71度 11度 | | 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」 |
| | | 「児童生年月日」「ご家族の生活状況(保育ができない理由と |
| | | して)」「介護・看護に従事している1日の時間及び1ケ月あた |
| | | りの日数」を記載してください。 |
| | 罹災証明 | 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」 |
| 災害復旧 | 及び | 「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況(保 |
| | 災害状況についての申立書 | 育ができない理由として)」を記載してください。 |
| 求職活動 | 求職活動申告書 | 所定の様式を使用してください。 |
| | 在学証明書 | 申請時点で必要書類の提出ができない方は、まず、就学先によ |
| 就学 | ロー・ロー・ | り発行された在学予定であることがわかる書類し、規定の書 |
| | | 類は、後日提出してください。 |

② 申請児童が該当する場合のみ必要となる書類

| 該当事例 | 必要書類 | 注意事項 |
|------------------------|--------------|----------------------|
| 認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込を | 利用初約書の下に | 調整指数 10(+2 点)を適用します。 |
| する場合(市内在住者に限る) | 利用契約書の写し | (調整指数7で加点適用がある場合、い |

| ※常態とは、入園月の前の月の月末まで 1 か月以 | | ずれかを適用) |
|--------------------------|-----------|---------------------------|
| 上認可外施設を利用していることを指します。 | | |
| 市外から転入(転入予定)の児童が転入前の市区町 | 在園証明書 | 調整指数 9(+2 点)を適用します。様 |
| 村において保育所等を利用している場合 | 狂風弧切音 | 式に指定はありません。 |
| 通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の | 申立書 | 調整指数 11 (+6点) を適用します。 |
| 満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする場合 | 在園証明書 | 調整相数 II (キロ点) を週出しまり。 |

③ 保護者が該当する場合のみ必要となる書類

| 該当事例 | 必要書類 | 注意事項 |
|-------------------------------|---------------|-------------------------|
| | | 調整指数1(+3点)を適用します。 |
| 両親不存在又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不 | 戸籍謄本(写し可)、 | 書類が提出されず、両親不存在又はひと |
| 明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等) | 呼び出し状等 | り親世帯の事実が確認できないときは、 |
| | | 調整指数の適用はありません。 |
| 保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務(育児休 | 就労証明書、保育十 | 調整指数 2(+3点)を適用します。 |
| 業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下 | | |
| 同じ。) する保育士の場合 | 記のパタイにも | |
| 保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保 | | 調整指数 3(+3点)を適用します。 |
| 育士(入園時に保育士として就労することができる | 申立書、保育士証の | |
| 状況にある者に限る。) の場合 (2に該当する場合 | いずれも | |
| を除く。) | | |
| 保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格 | | 調整指数 4(+1 点)を適用します。 |
| を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保 | 就労証明書、保育士 | |
| 育所等に勤務する保育士(国家戦略特別区域限定保 | 証のいずれも | |
| 育士を含む。) の場合 (3に該当する場合を除く。) | | |
| | 生活保護受給証の | 調整指数 5(+2点)を適用します。 |
| 生活保護法による被保護世帯 | 写し | |
| 生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰 | | |
| すべき理由によらない離職による求職中の場合 | 申立書 | 調整指数 6(+2 点)を適用します。 |
| 産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰 | | 就労証明書にて確認が取れれば調整指 |
| する場合 | 就労証明書 | 数 7 (+2 点) を適用します。 |
| 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業 | T+-7-7-+\\(\) | |
| の延長も許容できる場合 | 確認票該当欄に☑ | 調整指数 23(-30 点)を適用します。 |
| | <u> </u> | |

④ 祖父母や同居している者が該当する場合のみ必要となる書類

| 該当事例 | 必要書類 | 注意事項 |
|--|---|---|
| 65 歳未満の同居の親族、その他の者を含め ても家庭保育ができない場合 | 同居する親族それぞれの保 育を必要とする事由を確認 するための書類 | 保育を必要とする事由を確認するための書類を提出しなくても不足書類にはなりませんが、提出すると調整指数8(-3点)が適用されません。 |

⑤ その他該当する場合のみ必要となる書類

| 該当事例 | 必要書類 | 注意事項 |
|--------------------|---------------|-------------------|
| 他の市区町村から転入予定の申請の場合 | 転入手続きに関する同意書、 | 入園月の前月末までに印西市へ転入 |
| 他の川区町村がつ私人が足の中間の場合 | 転入先住所の確認できる書 | することが必要です。転入前の市区町 |

| | 類、市町村民税所得割額のわ | 村で保育所等を利用している場合は、 |
|------------|---------------|-------------------|
| | かる書類 | 在園証明書を提出すると調整指数 9 |
| | | (+2点)を適用します。 |
| | | 令和8年4月から8月の間に入園希 |
| | | 望の場合は、令和6年1月から12月 |
| | | 中の海外での収入が分かる書類を提 |
| | | 出してください。令和8年9月以降か |
| | | ら令和9年3月の間に入園希望の場 |
| 海外で収入があった方 | 海外での収入が分かる書類 | 合は、令和7年1月から12月中の海 |
| | | 外での収入が分かる書類を提出して |
| | | ください。 |
| | | ※日本語以外の言語で書かれている |
| | | 場合は、保護者自身で該当箇所を翻訳 |
| | | し、併せて提出してください。 |

マイナンバーの確認

保育園入園申込時、印西市に住民登録がある方は、審査や保育料決定のためにマイナンバーを確認いたします。

個人番号カードを持っている

番号確認と本人確認がカード1枚で可能です。



個人番号カードを持っていない

以下のもので、番号確認と本人確認を行います。

番号確認:通知カードまたは住民票(マイナンバー入り)

本人確認:運転免許証またはパスポートなど

※住民票の有効期限は、提出月を含めて3ヶ月です。(11月中に提出する場合は、その月が属する年の9月1日から有効)

※通知カードは、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。裏面記載のあるものは裏面のも確認します。本人確認書類の氏名・住所と一致していていない場合は利用できません。

本人確認運転免許証またはパスポートでの確認が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、その他公的機関発行の住所、氏名、生年月日の記載がわかる書類から2点を提出してください。

保育園入園申込時、印西市外に住民登録がある方は、市民税所得割額がわかる書類 (市町村民税特別徴収税額決定通知書・市町村民税所得割額(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の控除前の額)がわかる課税証明書等)を提出してください。申請月によって参考とする税額の年度が異なります。

- ◎令和8年4月~令和8年8月入園…令和7年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。
- ◎令和8年9月~令和9年3月入園…令和8年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。

(注意) 市町村民税所得割額が必要な期間に海外におり税額が確認できない場合は、海外での所得に基づき利用調整の際に用いる市町村民税所得割額を算定します。

疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき

保育施設の入園に心配があるお子様について、市では、事前に面接などを実施して、お子様の状況を確認させていただき、保育施設の入園について、ご相談に応じます。利用申請にあたり、療育・定期的な通院などを行われているお子様については、提出書類である「申込児童の健康状況調書」にお子様の状況を漏れなく記入してください。また、申請の前に入園を希望する保育施設を見学いただき、受け入れが可能な体制であるかご確認ください。

入園にあたっては、特別な配慮が必要と判断された場合、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要になるなど、 保育施設の空き状況に関わらず、保育施設側での受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくこともあり ます。保育施設が集団生活の場であることや療育機関ではないことをご理解ください。

入園後であっても、認定された保育必要量にかかわらずお預かり時間を相談させていただく場合があります。保育園 と協議のうえ利用時間が決定しますのでご了承ください。

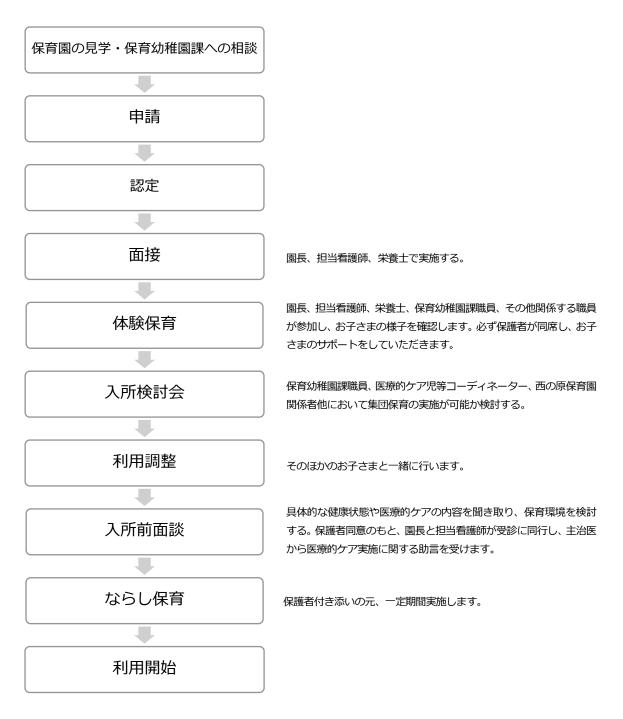


一 面接の内容を教えてください。

服用している薬や頻度、療育に通っている(入園後の予定)、通院しているなどの詳細をあらかじめ確認させていただきます。日常生活を送るうえで注意が必要な点は、必ず申込みの段階でお知らせください。家庭保育の中で当然に行っている児童へのケアだったとしても集団生活の中では実施が難しいこともあります。入園決定後に確認した場合、施設で受入れができないことがあります。

医療的ケアが必要なとき

医療的ケアが必要なお子様の受入れは満3歳以上となり、印西市立西の原保育園で実施します。医療的ケアが必要なお子様の申込は、入園希望月の3か月前までに申請書類を提出する必要があるなど通常の流れと異なります。まずは保育幼稚園課へご相談ください。



(印西市立保育園における医療的ケア児受け入れガイドラインより一部抜粋)

申込みの際の注意事項

■ 利用調整は申請締め切り時点の家庭の状況を点数化し行いますが、入園時点においても申請締切日時点と同じ要件であることが必要です。入園時点と申請締切時点が同じ要件でなかった場合は、再調整を行い、利用調整結果が変更・取り消しになる可能性があります。



- 提出書類は返却しません。ご提出いただいた書類はお返しできませんので、控えが必要な場合は、提出前に必ず コピーをご自身でお取りください。ちば電子申請サービスで申し込むと、必要な時に申込内容の照会ができます ので申込方法としてご検討ください。なお、育児休業給付金については、お勤め先か、最寄りの公共職業安定所 (ハローワーク)にお問い合わせください。
- 育児休業について「<mark>育児休業から復職する」に該当するか確認してください。保育所等申込において、復職とは</mark> 「**育児休業を取得している就労先と同一の職場に復職する場合」を指します**。下記は該当しません。

| 入園時の状況 | 注意点 |
|-------------------------|------------------------------|
| 現在、A社で育休中(就労中)だが、入園月はB | 就労内定としてのお申込みです。申込みの際は B 社の就労 |
| 社で就労することが決まっている | 証明書を提出してください。 |
| 現在、A 社で育児休業を取得しており、復職せず | 「就労」として A 社の就労証明書を提出することはできま |
| 退職する予定。入園月以降の就労先は未定。 | せん。 |
| 現在、派遣社員として派遣元Cで育児休業を取得 | 就労内定としてのお申込みです。申込みの際は変更後の派 |
| しており、復職せず退職する。入園したらD社へ | 造元の就労証明書を提出してください。 |
| 派遣元を変更し就労することが決まっている。 | 塩ルツ州の部ツ首で延山して入たさい。 |

■ 提出する就労証明書の記載内容は、入園後の状況であるか確認してください。就労証明書は、入園後に予定している就労時間で記入してください。市に提出した就労証明書と入園時の雇用契約が変更になる場合は、保育の利用調整基準表上の指数の見直しが必要になるため、再調整の結果、内定取消しになる可能性があります。就労証明書の作成は、保育施設入所決定後の就労について、あらかじめ就労先へ相談した上で依頼してください。

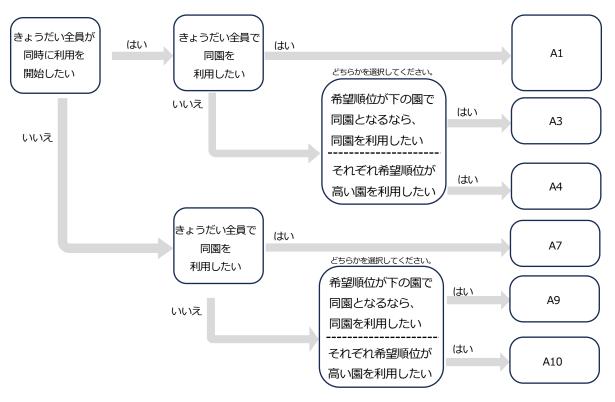
| 入園後の状況 | 注意点 |
|------------------------------|---|
| 申請時、市に提出した就労証明書通りの就労時間 で復職する | 調整指数7(+2点)を適用します。 |
| 育児のための短時間勤務制度を使って復職する | 就労証明書の就労時間のほかに、育児のための短時間勤務制度を利用した場合の就労時間を記載する欄に記載してください。審査は雇用契約上の就労時間を適用します。調整指数7(+2点)を適用します。 |
| 現在締結している雇用契約の就労時間より短時 | 就労証明書の就労時間は変更後の雇用契約の就労時間を |
| 間の労働に雇用契約を変更して復職する | 記載してください。調整指数7(+2点)を適用します。 |

■ 育児休業から復職するとして申し込んだ方は、就労証明書等において育児休業中であることを確認のうえ、以下 のとおり取り扱います。

| 「直ちに復職する」 | 利用調整基準表上の調整指数 7 において加点(2点)して、利用調整を行います。利 |
|-----------|--|
| | 用決定後は、利用開始月の翌月 10 日までに復職していただく必要があります。 |
| 「育児休業の延長も | 利用調整基準表上の調整指数 7 において加点(2点)し、さらに調整指数 23 におい |
| 許容できる」 | て大きく減点(-30 点)して、利用調整を行います。 「育児休業の延長も許容でき |
| | る」として審査をした場合でも必ず入所不可になることを約束するものではありませ |
| | ん。利用決定後は、利用開始月の翌月 10 日までに復職していただく必要があります。 |

きょうだいが同時に申請するときの組み合わせについて

きょうだいが同時に申請する場合は、組み合わせを指定してください。きょうだいのうちひとりが先に申請をしており、同じ年度内にあとから別のきょうだいの申請(転園申請を含む。)をする場合も指定してください。きょうだいが同時に申請しているにもかかわらず、組み合わせの記載がなかった場合、A1として審査します。きょうだいが同時に申請するときの組み合わせとしてあらかじめ記載している内容以上のご要望は受付けられません。



| 組み合わせ | 注意事項 | 例 |
|-------|--|---|
| A1 | ひとりだけ入園が可能であっても、きょうだい全員が同じ月かつ同じ保育園に 入園できるまで、全員入園することができません。 | 1人目:利用不可 2人目:利用可 →2人目しか利用できないため、結果は2人とも保留 |
| А3 | きょうだい全員が同じ月に入園できる まで、全員入園することはできません。 | 1人目:第1・3希望園で、利用可2人目:第2・3希望園で、利用可→希望順位は低いが、第3希望で決定 |
| A4 | きょうだい全員が同じ月に入園できる まで、全員入園することはできません | 1人目:第1・第3希望園で、利用可2人目:第2・第3希望園で、利用可→1人目は第1希望、2人目は第2希望で決定 |
| A7 | 就労要件で申請する場合、1人でも入園 決定した場合は、就労しなければなりま せん。 | 1人目(優先児童): 利用不可 2人目: 利用可 →指定した児童が利用できないため、結果は2人とも保留 |
| A9 | 就労要件で申請する場合、1人でも入園 決定した場合は、就労しなければなりま せん。 | 1人目:第1・第3希望園で、利用可2人目:第2・第3希望園で、利用可→希望順位が低いが、第3希望で決定 |
| A10 | 就労要件で申請する場合、1人でも入園 決定した場合は、就労しなければなりま せん。 | 1人目:第2希望で利用可2人目:第1希望で利用可3人目:利用不可→1人目は第2希望、2人目は第1希望、3人目は保留 |

市外の保育施設を申請する場合

- ◇ 印西市から転出し、他市区町村へ転入する場合 転入する市区町村へ直接相談、申請してください。
- ◆ 印西市在住のまま、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

| 受付窓口 | 印西市役所 保育幼稚園課 (支所・出張所では対応できません。) |
|------|--|
| 申請期限 | 申請する他市区町村の申請締切日の10日前まで |
| 申請条件 | 利用を希望する保育施設がある市区町村に確認してください。 |
| 申請書類 | 印西市の様式(P12~を参照してください。)※電子申請の利用はできません。 |
| | 利用調整は利用を希望する保育施設がある自治体が行います。 |
| | 結果は利用を希望する保育施設がある自治体→印西市→保護者で通知するため、お手元に届く |
| | まで時間がかかります。 |
| | ほとんどの自治体で、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希 |
| 注意事項 | 望理由によっては申請ができないことや、希望施設の利用ができないことがあります。 |
| | 利用に際しては、印西市と利用する保育施設がある自治体両方の保育を必要とする事由を満た |
| | す必要があります。利用期間は、入所年度内となるため翌年度も継続して利用を希望する場合 |
| | は再度申請が必要です。継続利用の可否は、利用する保育施設がある自治体が決定し、継続利 |
| | 用できない場合もあります。 |

◆ 印西市に転入したが、在園中の市外の保育施設を引き続き利用したい場合

| 受付窓口 | 印西市役所 保育幼稚園課 (支所・出張所では対応できません。) | | | |
|------|---|--|--|--|
| 申請期限 | 転入した月の末日まで | | | |
| 申請条件 | 在園している市外の保育施設がある市区町村に確認してください。 | | | |
| 申請書類 | 印西市の様式(P12~を参照してください。)※電子申請の利用はできません。 | | | |
| | 在園している市外の保育施設がある市区町村に、印西市に転入後も継続して利用したい旨の相 | | | |
| | 談を行い、申請方法等を確認してください。継続の可否は、利用する保育施設がある自治体が | | | |
| 注意事項 | 決定し、継続利用できない場合もあります。 | | | |
| | 同時に印西市の保育施設の利用希望の申請をする場合は、「在園している市外の保育施設分」と | | | |
| | 「印西市の保育施設分」それぞれ申請書類一式を用意してください。 | | | |

市外から印西市の保育施設を申請する場合

◆ 利用開始月の前月末までに転入する場合

| 受付窓口 | 印西市役所 保育幼稚園課(支所・出張所では対応できません。) | | | | |
|-----------------------------|---|------------------------|--|--|--|
| 申請期限 | P10 参照 | | | | |
| 申請条件 | 入園月の前月末までに転入すること | | | | |
| 申請書類 | 印西市の様式(P12~を参照してください。) | 印西市の様式(P12~を参照してください。) | | | |
| P12~の申請書類一式に以下の書類を添付してください。 | | | | | |
| | ・転入手続きに関する同意書 | | | | |
| | ・転入先住所が確認できる書類(土地または家屋の売買契約書、賃貸借契約書等) | | | | |
| | ・市町村民税所得割額のわかる書類(市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額 | | | | |
| | がわかる(非)課税証明書(配当控除、住宅借上金等特別税額控除、寄附金税額控除等の控除の | | | | |
| 注意事項 | 前の額)) | | | | |
| | ※申込時期により、確認する年度が替わります。 | | | | |
| | 利用希望月 | 対象年度 | | | |
| | 令和8年4月~令和8年8月 | 令和7年 | | | |
| | 令和8年9月~令和9年3月 | 令和8年 | | | |
| | | | | | |

| 郵送で申請書類を提出する場合は、内容の確認、修正・再提出の依頼があることを想定し余裕を |
|---|
| もって提出してください。 |
| 印西市が行う入園前面接(要予約)へ参加してください。(P8 参照) |

◆ 他市在住のまま、印西市の保育施設に通うことを希望する場合

| 受付窓口 | 住民登録のある自治体 | | | | |
|------|---|---------------|--------|--|--|
| 申請期限 | P10 参照 | | | | |
| | 保護者のいずれかが、印西市内の事業所等に勤務しており、お住いの市区町村で就労を理由とす | | | | |
| 申請条件 | る保育認定を受けている | | | | |
| | 里帰り出産(住民登録がある自治体で妊娠・ | 出産の認定を受けている | 期間に限る) | | |
| 申請書類 | 住民登録のある市区町村の様式 | | | | |
| | 利用調整では、調整指数 20 (-6 点) が適用る | されます。 | | | |
| | 住民登録のある市区町村の申請書類のほか、 | 以下の書類を添付してく | ださい。 | | |
| | ・印西市内の保育園等の利用に関する確認書 | 兼同意書(管外受託用) | | | |
| | ・直近の健診票または母子手帳の健康状況が | わかるページ写し | | | |
| | ・市町村民税所得割額のわかる書類(市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額 | | | | |
| | がわかる(非)課税証明書(配当控除、住宅借上金等特別税額控除、寄附金税額控除等の控除の | | | | |
| | 前の額)) | | | | |
| | 印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書(管外受託用) | | | | |
| 注意事項 | ※申込時期により、確認する年度が替わります。 | | | | |
| 注思事項 | 利用希望月 | 対象年度 | | | |
| | 令和8年4月~令和8年8月 | 令和7年 | | | |
| | 令和8年9月~令和9年3月 | 令和8年 | | | |
| | 4月入園に限り2次募集の申請期間からの受付けです。1次募集の申請期間に申請書類の提出が | | | | |
| | あっても1次募集の審査は行いません。 | | | | |
| | 印西市内の事業所等での就労を要件に在園している場合、印西市内の事業所に勤務しなくなった | | | | |
| | 場合、認定が就労以外に変更されたことが確認できた場合は退園となります。育児休業後、市内 | | | | |
| | の就労先に同じ雇用契約のまま復帰する場合は、引き続き利用できます。 | | | | |
| | 印西市が行う入園前面接(要予約)へ参加して | てください。(P8 参照) | | | |

◆ 転出した後も、引き続き在園している印西市の保育施設に通うことを希望する場合

| 受付窓口 | 転出先の市区町村 | |
|------|---|--|
| 申請期限 | 転出先の市区町村に確認 | |
| 申請条件 | 保護者のいずれかが、印西市内の事業所等に勤務しており、お住いの市区町村で就労を理由とす | |
| 中明末日 | る保育認定を受けている | |
| 申請書類 | 転出先の市区町村の様式 | |
| | 印西市民としての利用は終了となるため、転出する前に保育園退園届を提出してください。 | |
| | 転出後は、速やかに転出先市区町村に「印西市で在園している保育施設の継続利用を希望する」 | |
| | 旨の申請を行ってください。 | |
| 注意事項 | | |
| | 転出先の自治体の申請書類のほか、以下の書類を添付してください。 | |
| | ・印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書(管外受託用) | |
| | ・直近の健診票または母子手帳の健康状況がわかるページ写し | |

申請後に申請内容を変更したい場合

「希望施設を追加、もしくは変更する」、「きょうだいの組み合わせを変更する」のお手続きが可能です。 変更方法は、QR コードから電子申請をするか、下記(1)~(5)を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してく ださい。変更した内容は、申請後、登録したアドレスに届くメールにて変更内容を確認してください。

| 電子申請 | 案内に沿って手続きを行ってください。 | | | |
|------|----------------------------------|--|--|--|
| 申立書 | (1) 変更したい内容が分かるように記載してください。 | | | |
| | 「令和○年○月入園の審査から希望する保育所等を変更します。 | | | |
| | 第1希望 木刈保育園 第2希望 内野保育園」 | | | |
| | ※必ず第1希望から記載してください。 | | | |
| | 「令和○年○月入園の審査からきょうだいの組み合わせを変更します。 | | | |
| | 同時・同園・下位同時」 | | | |
| | | | | |
| | (2)児童氏名(児童生年月日) | | | |
| | (3)保護者氏名 | | | |
| | (4)保護者住所 | | | |
| | (5) 保護者連絡先(日中連絡がつく連絡先) | | | |

申請を取り下げたい場合

取下げ方法は、QR コードから電子申請をするか、下記(1)~(5)を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。教育・保育給付認定を受けており、取り消したい方は申立書にその旨を記載してください。

一度、申込みを行うと、令和9年3月入園の審査まで行います。途中で入所のご希望が無くなった場合は、速やかに 取り下げの手続きを行ってください。

| 電子申請 | 案内に沿って手続きを行ってください。 | |
|------|------------------------------|--|
| 申立書 | (1)「令和○年○月入園の審査から申請を取り下げます。」 | |
| | (2)児童氏名(児童生年月日) | |
| | (3)保護者氏名 | |
| | (4)保護者住所 | |
| | (5) 保護者連絡先 (日中連絡がつく連絡先) | |

次の年度も継続して申し込みたい場合(保留中の方)

申請の有効期限は毎年度末(3月入園の審査)です。翌年度以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて申請をしてください。なお、翌年度以降の入園のご案内は令和8年秋頃に市ホームページで公表する予定です。

利用調整

保育の必要性の認定後、保育施設利用の可否を判断する利用調整を行います。

保育の利用に関する規則において定められた利用調整基準表は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況 や保育先による『調整指数』により構成されています。『基本指数』と『調整指数』の合計点により保育の必要性の度 合いを点数化して利用調整を行い、点数が高い方から利用を決定することになります。

基本指数及び調整指数は、申込締切日までに提出があった書類をもとに、入園月の状況で審査を行います。

- ●希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申し込みをされてもご希望に添えないことがあります。
- ●申込書記載の施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、希望する順に申込書に記入してください。(希望する園の数に上限はありません)
- ●きょうだいのいる保育園への転園を希望する場合は、そのきょうだいが在園している園のみを希望される場合に限り、加点(+3)を行います。きょうだいが在園されている園を含み、複数の園を希望された場合は、減点(-1)での審査となります。
 - ? 空きがある施設はどこですか。
- Q

印西市 保育園 空き状況

4月入園(一次):公開しません。空きによらず希望する施設を記入してください。

4月入園 (二次): 印西市ホームページにて2月初旬に公開します。

5~3月入園:印西市ホームページにて申込受付期間の20日頃に公開します。

※園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあります。

? 施設に空きがあるのに、保留になるときはどのようなときですか?

利用調整の結果、より保育の必要性が高い方の決定によって受入れ枠が埋まってしまうとそれ以上は入園できません。また、希望している施設以外に空きがあったとしても、希望する施設のみを審査するので、結果が保留になることがあります。なお、園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあります。

【保育の利用調整基準表】

1 基本指数

| No. | 類型 | 細目 | | | 基本指数 | |
|-----|---------------|--|---|----------------------|---|----|
| 1 | 就労 | 月160時間以上の就労を常態又は単身赴任 | | | 11 | |
| | | 月140時間以上160時間未満の就労を常態 | | | 10 | |
| | | 月120時間以上140時間未満の就労を常態 | | | 9 | |
| | | 月100時 | 間以上12 | 20時間未満の就 | 労を常態 | 8 |
| | | 月80時間 | 週以上10 0 | D時間未満の就労 | を常態 | 7 |
| | | 月60時間 | 当以上80 6 | 時間未満の就労を | 常態 | 6 |
| 2 | 母親の出産 | | 出産予定 | 日を含む月及び | その前後2か月間 | 11 |
| 3 | 保護者の疾病 | 疾病 | 入院 | | おおむね1か月以上の入院 | 12 |
| | 等 | | | 常時臥床 | おおむね1か月以上臥床 | 12 |
| | | | 居宅 | 精神等 | 医師が長期加療(安静)を要すると診断した場合 | 10 |
| | | | 療養 | 一般療養 | 医師がおおむね1か月以上加療 (安静) を要すると診断した場合 | 9 |
| | | | | 川文7京民 | 上記以外で保育が困難であると 認められる場合 | 8 |
| | | 障害 | | | 級、療育手帳⇔・Aの1・Aの2、精 級を所持している場合 | 12 |
| | | | 身体障害者手帳3級~6級、療育手帳Bの1・Bの2、精神障害者保健福祉手帳2級又は3級を所持している場合 | | | 10 |
| 4 | 病人の看護等 | 看護 介護 | 居宅外 | | おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合 | 12 |
| | | 付添 | E T | | 寝たきり又は心身障害である 親族の常時介護等に当たって いる場合 | 12 |
| | | | 居宅内 | | 心身の傷病及び障害により常 時看護又は介護が必要と認め られる場合 | 8 |
| | | | 居宅外• | 居宅内 | その他の病人等の介護等 | 8 |
| 5 | 災害復旧 | 火災、風 | 風・水害等による災害の復旧に当たる場合 | | | 12 |
| 6 | 求職活動等 | 求職又は | 開業予定の | のため日中外出を | 常態としている場合 | 5 |
| 7 | | 学校教 | - / - | O時間以上の就等 | 学を常態 | 10 |
| | | 法に定める学校、職 | | | | 9 |
| | 就学又は職業 | | 簡 月120時間以上140時間未満の就学を常態 | | 8 | |
| 訓練 | | 設等に | 就 月100時間以上120時間未満の就学を常態 | | 7 | |
| | | 学又は通 <u> 月</u> 所してい <u> </u> 月 | | 月80時間以上100時間未満の就学を常態 | | 6 |
| | | る場合 | 月60時間以上80時間未満の就学を常態 | | | 5 |
| 8 | 虐待・配偶者からの暴力など | 場合 | 宣待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある 場合 | | | 12 |
| 9 | 育児休業 | 育児休業を取得している場合 ※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。 | | | 5 | |
| 10 | その他 | 上記類型に類する状態にある場合 | | | ※類する項目 に準ずる | |

2 調整指数

| 番号 | 条件 | 必要な書類 | 調整指数 |
|-----|---|----------------|----------------|
| 1 | 両親不存在又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停 | 戸籍謄本(写し可) | +3 |
| ı | 中の別居等) | 呼び出し状等 | ТЗ |
| 2 | 保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務(育児休業中で入園時に仕事に復帰 | 就労証明書 | +3 |
| | しない場合を除く。以下同じ。)する保育士の場合 | 保育士証 | +3 |
| | 保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士(入園時に保育士とし | 申立書 | |
| 3 | て就労することができる状況にある者に限る。) の場合 (2に該当する場合を除 | 保育士証 | +3 |
| | <.) | | |
| | 保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育 | 就労証明書 | |
| 4 | 施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士(国家戦略特別区域限定保育士 | 保育士証 | +1 |
| | を含む。)の場合(3に該当する場合を除く。) | WHITE | |
| 5 | 生活保護法による被保護世帯 | | +2 |
| 6 | 生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職 | 申立書 | +2 |
| | による求職中の場合 | , | |
| 7 | 産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合 | 就労証明書 | +2 |
| 8 | 65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合 | | -3 |
| 9 | 市外から転入(転入予定)の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用 | 在園証明書 | +2 |
| | している場合 | 12002 70 | |
| 10 | 認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合(市内在住者に限 | 利用契約書の写し | +2 |
| | 3) | | |
| | 通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の | 申立書・在園証明 | |
| 11 | 利用申込みをする者 | 書(市内在園の場 | +6 |
| 1.0 | ロ芝はせのよいとで国はに利用中でつなしていて担合 | 合省略可) | +1 |
| 12 | 兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合 | | + 1 |
| 13 | 兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合 | | +3 |
| | 0.00 | | |
| 14 | 利用申込みにおいて希望した保育所等に入園した後に、他の保育所等への転園 を希望する場合(兄弟姉妹が利用している保育所等への転園を除く) | | -1 |
| | 出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生 | | |
| 15 | 山産のほ田により中内の保育が守を返園した子とも文は当該山産以降に山土した子どもの保育を希望する場合 | 申立書 | +3 |
| 16 | したすともの保育を布置する場合 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合 | | +1~+6 |
| 17 | が、 | | +2 |
| 18 | 待機期間が6か月以上経過している者 | | +1 |
| 19 | 特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合 | | +1 |
| 20 | 市外在住者(利用開始までに転入する者を除く) | | -6 |
| 21 | 6か月以上保育料を滞納(申込み児童以外の滞納分を含む)している場合 | | <u>-6</u> |
| | 利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合(辞退した利用月の翌 | | |
| 22 | 利用調査により決定した保育所等の利用を計返した場合、計返した利用方の金 月から1年間に限る。) | | -2 |
| 23 | 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合 | 確認票該当欄に☑ | -30 |
| 20 | 和主 9 公休月が守に八がくこない場合は、月近が未り延及し計合くこる場合 ①甘木比粉な75囲動比粉な治中オフ甘港口は 1 記述は日の事務担目は知口とし | | 30 |

- ①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
- ②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。(ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定します。)
- ③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
- ④期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)として利用調整 を行います。
- ⑤就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
- ⑥就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
- ⑦調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。
- ⑧必要な書類の「就労証明書」又は「申立書」には、調整指数の対象となる内容がわかる記載があった場合のみ有効です。
- ⑨調整指数23を条件とする審査を希望した場合、<u>復職希望月までは待機期間としてカウントしません</u>。 また、以前から継続して申請しており、待機期間が6か月を経過している場合でも加点は抹消されます。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

| _ | |
|----|--|
| 1 | 印西市民である者(利用開始までに転入する者を含む) |
| 2 | 当該保育所等の希望順位が高い者 |
| 3 | 通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申し込みをする者 |
| 4 | 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者 |
| 5 | 保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者 |
| 6 | 待機期間が長い(ただし、利用申し込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。) |
| 7 | 両親不存在又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等) |
| 8 | 生活保護法による被保護世帯 |
| 9 | 兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹2 人以上で同時に利用申し込みをしている者 |
| 10 | 市町村民税所得割額の合計が低い世帯 |
| 11 | 基本指数が高い世帯 |

申込みや利用の際に確認する事項

◆教育・保育給付認定の確認事項

- 1. 保育所等を利用する場合は、2号または3号での教育・保育給付認定(以下「認定」という)を受ける必要があります。 申請の際には、「保育を必要とする理由」を確認します。
- 2. 認定の可否結果及び利用調整の結果は郵送で通知します。
- 3. 認定を受けた後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等で申請内容に変更が生じた場合は、必ず変更内容の申請をしてください。様式は、表紙の「在園児向けの案内ページ」からダウンロードできます。変更内容により、変更後の事項を記載した通知書を交付します。申込内容が事実と異なる場合は、認定や利用決定を取消すことがあります。
- 4. 認定の有効期間は保育を必要とする理由により異なります。今後、認定事由の変更等によりお持ちの支給認定証が失効した場合には、速やかに支給認定証を保育幼稚園課にご返還ください。
- 5. 提出された書類は返却しませんので、必要な方はあらかじめご自身でコピーを取り保管してください。

◆保育所等の利用申込みの確認事項

- 1. 利用申請の必要書類は全て揃え、漏れなく記入した上で申請受付期間内に提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整にかけることができず、利用保留の通知も交付されません。また、**受付期間外の申請書の提出があっても受付けできません。**
- 2. 住所欄は、申請時点で住民票のある住所を記入してください。
- 3. ご提出いただいた書類について、必要があれば勤務先等(証明者)に問い合わせることがあります。
- 4. 希望施設を変更する場合は、変更希望月の申請受付期間内に P22 に記載のお手続きを行ってください。
- 5. 申請を取り下げる場合は、P22 に記載のお手続きを行ってください。支給認定証の交付を受けている方は支給認定証を速やかにご返還ください。
- 6. 希望する保育施設について、見学は必須ではありませんが、入園を希望される保育園の保育 内容等を事前にご理解いただくためにも推奨しております。入園決定後、日常生活を送るう えで困難なことなどが確認できた場合、施設で受け入れができないことがありますので、受け入れ体制等を施設の担当者に必ず状況をお話しください。各保育園の詳しい情報は市ホームページ「印西市内
 - にある保育園・認定こども園・小規模保育事業所」に掲載の「保育園概要」や重要事項説明書にてご確認ください。
- 7. 保育施設利用に関する確認票(裏面)の「希望する保育園等に入園でいない場合は、育休延長も許容できる」に チェックした方は、利用調整において-30 点の減点が適用されますが、利用が決定する可能性もあります。申込 月のみ審査を行い、次回以降は自動的に取り下げます。
- 8. 決定(内定)の結果は毎月中旬頃に郵送で通知します。電話でのお問い合わせは、受け付けておりません。
- 9. お手元に結果通知が届いたら、決定・内定した園へ必ず連絡してください。決定・内定しているにもかかわらず 連絡が取れない場合は決定・内定を取消す場合があります。また、決定・内定した園から入園手続きのための連絡が来ることがあります。
- 10. 保育所等の利用調整上で必要となるため、該当年度の個人住民税の情報を課税課より取得します。ただし、他市 区町村に在住のまま印西市の保育施設に申込みされる場合は課税証明書をご提出いただく必要があります。その 他、以下の連携機関から資料を取得することがあます。また、以下の連携機関からの求めに応じ資料を提供する ことがあります。
 - (連携機関の例)※他市区町村を含む 認可保育施設、市民課、子育て支援課、こども家庭課、課税課、障がい福祉課、学務課、健康増進課、各保健センター、児童相談所
- 11. 申請の有効期限は毎年度末(3月入園の審査)です。翌年度以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて申請をしてください。なお、翌年度以降の入園のご案内は令和8年秋頃に市ホームページで公表する予定です。

取下げの手続きは

◆保育を必要とする事由についての確認事項

- 1. 保育を必要とする事由が「就労」で認定された場合、入園月以降常態的に就労していることが条件です。
- 2. 保育を必要とする理由が「就労」で認定されたが、保育園の利用が開始したら雇用が開始する就労内定での申請 の場合は、入園月の末日までに就労することが条件です。
- 3. 保育を必要とする事由が「就労」で認定されたが、育児休業から同一の職場へ復職するとして申請した場合は、 入園月の属する月の翌月の10日までに復職することが条件です。
- 4. 児童と同一住所に住民票がない保護者についても、就労証明書の提出をしてください。「不在」ではなく「就労」として教育・保育給付認定と利用調整を行います。
- 5. 保護者が単身赴任中の場合、就労証明書の提出をしてください。「不在」ではなく「就労」として教育・保育給付認定と利用調整を行います。
- 6. 求職活動中の方は、求職活動中の認定期間終了後も継続して利用調整を行います。就労が決まり次第、就労証明書をご提出ください。 また、求職活動中のまま利用開始となった際は、利用開始後90日目を迎える月末までに就労先を決め、就労証明書が提出された場合、認定が就労に切り替わり継続在園が可能です。提出がない場合は、認定期間の終了に伴い保育の実施が解除(退園)となります。
- 7. 妊娠・出産事由の認定期間は、原則として、出産予定日の概ね2か月前から、出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日です。妊娠・出産の要件を満たさなくなった場合は、申請を取り下げたものとみなします。引き続き継続して利用申込みするためには、育児休業の取得や就労等別の事由が必要となります。
- 8. 育児休業明けで申込む場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「復職(予定)年月日」記入欄に 記入してもらった月よりも早く保育園の利用を申込む場合には、育休期間を繰り上げて復帰することが可能か、事前に職場にご確認ください。申込みの結果、利用承認された場合は、利用開始月の翌月 10 日までに復職する必要がありますのでご注意ください。
- 9. 申込みをするお子さまが、認可外保育施設(事業所内保育事業所は含むが一時預かりは除く)を常態として利用している場合、調整指数 10 (+2 点)が適用されます。利用開始日や月の利用時間がわかる利用契約書の写しの提出が必要です。加点対象とならない認可外保育施設もありますのでご注意ください。調整指数 7 (+2 点)と重複して加点はできません。
- 10. 65 歳未満の祖父母と同居している場合、就労証明書等保育が必要な事由を確認するための書類の提出がない場合は、調整指数8の減点(-3点)が適用されます。保育ができない事由、必要書類は保護者の方と同じです(ただし、求職活動中と育休中を除く)。

◆保育施設の利用時の確認事項

- 1. 各施設が定める「きまり」を守り、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)内で、保護者の就労時間 (通勤時間を含む)等、実際に必要な時間が児童をお預かりする時間になります。 また、各施設の開設時間内に児童の送迎を行ってください。
- 2. 延長保育を利用する場合は、各施設で相談・調整を行ってください。児童の健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、保育施設では、6 か月未満児や集団保育を行うにあたり支援が必要な児童について、認定された保育必要量に関わらず、児童の状況により、お預かり時間を相談させていただく場合があります。
- 3. 保育所等利用時に妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等といった申込内容に変更が生じた場合は、P8を参考に変更内容に応じた書類を保育幼稚園課または利用施設にご提出ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。保育必要量や認定事由等の認定変更は、支給認定変更申請書の提出日又は事実発生日いずれか遅い方から変更します。ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。
- 4. 保育施設の利用開始当初は児童が施設に慣れるためのならし保育があり、認定された保育必要量(保育標準時間 か保育短時間)にかかわらず、お迎えの時間が早くなります。なお、利用開始日より前に、ならし保育をすること はできません。
- 5. 保育施設を利用できる方は、保育を必要とする理由がある方です。保育を必要とする理由がなくなった場合は、

- 認定が取消しとなり、保育の実施が解除(退園)となります。
- 6. 保育所等の利用中に求職活動中となった方は、認定変更の申請(届出)をした上で、退職日の翌日から 90 日目 を迎える月末までに新たな就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終 了に伴い保育の実施が解除(退園)となります。
- 7. 連続して欠席しながら在籍できるのは、欠席が開始した日から 60 日が経過する月の末日までです。いかなる理由があってもその期間を超えて欠席をしながら在籍することはできません。欠席する際は、在園している保育園に直接申し出てください。**在籍している間は欠席していても保育料がかかります。**
- 8. 保育料は、1 か月単位となっています。月の1日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1 か月分の保育料がかかります。**月の途中で退園した場合でも、保育料は日割り計算されません。ただし、生後57日目からの利用の場合に限り、入園月の保育料は日割り計算されます。**
- 9. 保育料は、保育料算定者(原則は父母)の個人市民税額により算定します。離婚されても児童と同居している場合 や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の個人市民税額を合算し保育料を算定します。また、 父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の個人市民税額を合算し、保育料を算定することがあります。
- 10. 保育料算定対象者の個人市民税額の変更や世帯状況に変更があった場合は、保育料が変更となる場合があります。
- 11. 保育料が滞納となった場合、督促状・催告状が交付されるほか、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。 それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。また、保育料 の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。
- 12. 適正な保育料の算定及び保育の実施のため、個人番号(マイナンバー)等により以下の連携機関から必要な情報を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じて資料(申込み書一式を含む)を提供することがあります。
 - (連携機関の例)※他市区町村を含む 認可保育施設、市民課、子育て支援課、こども家庭課、課税課、障がい福祉課、学務課、健康増進課、各保健センター、児童相談所
- 13. 保育所の利用開始後、児童にとって適切な環境にて保育を提供することを目的とし、利用施設からの申し出により、児童の健康状態や集団保育での状況を確認(保育観察)させていただくことがあります。 転園した場合も、転園前の施設での利用状況の情報を市から転園先へ提供することがあります。

利用調整の結果の通知

利用調整結果の通知は、下記の方を対象とし、申込書に記載された住所へ郵送します。

- ●入園が決定した方
- ●入園が内定した方
- ●当該月に新規で申請し、保留となった方
- (注意) 保留となった場合、翌月以降の利用調整結果は、一律通知いたしません。
- (注意) お電話等での結果確認には対応しておりません。

4 月入園の結果の発送時期は、入園事務が集中するため審査に時間を要することから 2 月初旬を予定しています。 5 月から翌年 3 月入園は、入園希望月の前月の中旬頃です。



利用調整の結果の発送状況については、市ホームページにおいて公開しています。「利用調整結果の発送状況」が「調整中」になっている月は、まだ発送日が決まっていません。市へ直接お問い合わせをいただいてもお答えできませんので、公開されるまでお待ちください。

利用調整の結果に基づき、決定、内定、保留のいずれかを通知します。お手元に届いた各種通知は大切に保管してください。当該通知の再発行はいかなる場合でも致しかねますので、あらかじめご了承ください。

個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えできません。窓口で結果をお知りになりたい方は、事前に保育幼稚園課へお問い合わせください。その際、必ず顔写真入りの身分証明書(運転免許証等)をご持参ください。

なお、4月入園に関する利用調整結果については、文書による通知のみです。電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

(注意) 転入予定の申請者で発送までに印西市へ転入している場合を除き、他の住所へ郵送することは出来かねますのでご了承ください。

保育園に通うことになった方へ

毎月1日が利用開始日となります。

利用決定通知が届いた方

決定した保育所へ連絡を取り、今後の流れや手続きを確認してください。決定した園から連絡がある場合もあります。

内定通知が届いた方

内定のときは、内定通知をお送りします。内定通知は、面接内定と転入内定があります。

「面接内定」は、申請書提出後にご案内する面接を受けておらず、利用調整で希望園に空きがあり内定となっている 状態です。内定した園で面接をした後、決定します。内定した保育所等へ連絡を取り、面接日を調整してください。な お、内定した園から連絡がある場合もあります。すでに面接を実施している場合でも、お子さまの状況によっては、内 定した園と再度面接をお願いすることがあります。特別な配慮が必要とされた場合で、加配保育士の配置や施設・設備 の改修等が必要と判断された場合などは、受け入れ体制が整うまでの間、入園をお待ちいただくことがありますがご理 解くださいますようお願いいたします。

「転入内定」は、入園月の前の月の月末までに印西市へ転入することを条件に仮申請しており、利用調整で希望園に空きがあり内定となっている状態です。期限までに印西市へ転入し、保育幼稚園課で手続きを経て決定します。印西市への住民登録の手続きとは別に、保育幼稚園課で入園申請に関する手続きが必要です。なお、転入内定の通知に同封されている支給認定申請書と利用申込書を記載の上、保育幼稚園課へお越しいただくとご案内がスムーズです。保護者さまのマイナンバーを確認させていただいておりますので、マイナンバーがわかる書類をお持ちください。

利用開始にあたり必要な手続き

申請の際に「保育を必要とする理由を確認するための書類」を提出いただいておりますが、状況により、保育園の利用開始後も保育が必要であることを確認させていただくため、以下に該当する方は書類の提出をしてください。また、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることを確認できない場合は、退園となりますのでご注意ください。

①育児休業から「復職予定」で申し込みをした方

| 提出期限(厳守) | [4月入園] 結果通知に同封されている案内により市が指定した日まで |
|----------|---|
| 挺山别吃(取寸) | [年度途中入園]利用開始月の月末 |
| 提出書類 | 就労証明書、辞令の写し等(利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの) |
| 提出場所 | 保育幼稚園課又は保育園 |
| 注意事項 | 就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。 |
| | 4月入園の場合、就労証明書を提出した方に対し、ならし保育を実施します。必ず指定され |
| | た日までに提出してください。 |

[※]きょうだいがすでに保育園に在園している場合は、以下の⑤の手続きも行ってください。

②「就労内定」で申し込みをした方

就労内定…保育施設利用申込の段階では、就労が開始していなかった方

| 提出期限 (厳守) | 利用開始月の月末 |
|-----------|---------------------------------------|
| 提出書類 | 就労証明書、辞令の写し等(利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの) |
| 提出場所 | 保育幼稚園課又は保育園 |
| 注意事項 | 就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。 |

[※]きょうだいがすでに保育園に在園している場合は、⑤の手続きも行ってください。

③「求職活動」で申し込みをした方

求職活動中で利用を決定した場合、保育の利用期間及び支給認定証の有効期間は、支給認定開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日までとなります。認定期間内に就労(月 60 時間以上)を開始すれば継続して保育園に在園することが可能です。なお、認定を「就労」へ変更するには、支給認定変更の手続きが必要です。

④利用決定後、入園までに辞退する場合

保育幼稚園課、決定(内定)している保育所等のいずれにも辞退する旨の連絡をしてください。なお、保育幼稚園課には辞退の届出が必要です。再度、保育園利用の申請を行う場合には、必要書類一式を提出してください。

| 届出の期限 | 利用決定後、速やかに届け出ていただくようお願いいたします。 | |
|-------|-------------------------------|--|
| 届出の内容 | 令和○年○月入園の決定(内定)を辞退します。 | |
| | ・児童氏名(児童生年月日) | |
| | ・保護者氏名 | |
| | ・保護者住所 | |
| | ・保護者連絡先 | |

⑤兄弟姉妹の認定が変わる場合

きょうだい分の支給認定変更の手続きが必要です。お子様の入園に伴い、すでに在園しているお子様の保育を必要とする理由が「育児休業」から「就労」に変更となる場合には、保育幼稚園課又は保育園で支給認定変更の手続きが必要となります。詳細は、P8 をご確認ください。

「ならし保育」の実施

利用開始当初から慣れない環境で1日過ごすことは、児童にとって大変な負担になります。 児童の負担を軽減する ためにも、児童の様子を見ながら、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らしていきます。ならし 保育の実施期間は利用開始日以降、決定(内定)した園と調整します。期間は児童の状況により各施設が判断します。 ならし保育の期間中は児童のお迎えが早くなりますのでご注意ください。なお、利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

授乳又は離乳期の児童につきましては、ミルクを飲めるようにご家庭で保育いただくようお願いします。利用開始後であっても、食事やミルクが取れない場合はお迎えをお願いすることがあります。

「延長保育」について

延長保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長く児童を預ける場合にご利用いただけます。施設の利用が決定してから各施設で手続きをしてください。ただし、児童の状況によりお預かり時間をご相談させていただく場合がありますので、各施設にご確認ください。延長保育の利用については、保育料と別途、延長保育料を徴収いたします。園長保育料は施設により設定していますので、各施設にご確認ください。

保育施設等の利用に係る現況届

法令の定めにより、保育所等を利用されている方は年に一度「現況届」と「保育を必要とする事由を確認するための書類」を提出する必要があります。これは、引き続き児童に保育が必要な状況が継続していることの確認や9月以降の保育料の算定を市が行うためです。対象となる方には現況届を配付しますので、必ずお手続きをお願いします。提出期限までに書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合や、現況届を提出していただいた結果、保育の必要性が消滅していることが確認された場合には、保育所等は退園となります。

自営業主として就労している方は、現況届の提出の際、開業届出書の写し又は確定申告の写しを添付してください。 事業を開始した年は開業届出書の写しを提出し、2年目以降は確定申告の写しを添付してください。

ダブルワークをしている方は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。

別の市内保育施設に移りたい場合(転園申込)

別の保育園に転園を希望する場合は、以下の書類を各希望月の申込締切日までに印西市役所保育幼稚園課にご提出ください。転園を希望する場合であっても、新規の利用申込者と同様、保育の必要性の高い児童から利用決定することになりますので、希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。なお、転園申込についても、取り下げない限り年度内は継続して利用調整を行います。転園決定した場合、在籍していた施設に別の児童を案内することから、転園決定後の取消しはできません。 転園申込を取り下げる際は、早急に手続きを行ってください。

| 申込書類 | 転園申込書 | |
|------|--|--|
| | 保育を必要とする事由を確認するための書類 | |
| | 申込児童の健康状況調書 | |
| 申込期限 | P1 0参照 | |
| 注意事項 | 調整指数 14 の減点(-1 点)が適用されます。ただし、きょうだいがすでに在園している保育施設 | |
| | のみを希望する場合は、調整指数 13(+3 点)の加点が適用されます。 | |
| | 転園決定した場合、在籍していた施設に別の児童を案内することから、転園決定後の取消しはでき | |
| | ないことをよくご理解いただいた上で、お申込みください。 | |

転園申込書を取り下げたい場合

取下げ方法は、QR コードから電子申請をするか、下記(1) \sim (5) を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。教育・保育給付認定を受けており、取り消したい方は申立書にその旨を記載してください。

| 電子申請 | 案内に沿って手続きを行ってください。 | |
|------|--------------------------------|--|
| 申立書 | (1)「令和○年○月入園の審査から転園申込を取り下げます。」 | |
| | (2) 児童氏名(児童生年月日) | |
| | (3)保護者氏名 | |
| | (4) 保護者住所 | |
| | (5) 保護者連絡先 | |

利用対象年齢の満了に伴う別の保育所等の利用申込み

2歳児クラスまでの施設に通っている方が満了日以降も継続して保育を受けることができるように、3歳児になるときの入園の利用調整の際には保育の利用調整基準表に基づき調整指数11(+6点)の加点を適用します。

対象者には、2歳児クラスに所属している年度の秋頃に園を通じてご連絡します。

連携施設を申し込む

連携施設が設定されている小規模保育事業:やまと小規模保育園、カインド・ナーサリー牧の原第1園、カインド・ナーサリー牧の原第2園、リップル保育園CNT高花I、リップル保育園CNT高花II

小規模保育事業では、3歳児クラス以降の連携施設が設定されています。連携施設は、現在通園している施設によって異なりますので、市ホームページに掲載している重要事項説明書をご確認いただくか、在園している施設へお問い合

わせください。連携施設への通所を希望するとして翌年度 4 月以降の利用申込みをした方の中で利用調整を行います。利用調整は、保育の利用調整基準表の指数と優先順位を適用します。連携施設の申込時期



の前から転園希望をしていた場合の保留期間は同点だった場合に適用します。利用調整は行いますが、必ず連携施設の中のいずれかの施設への入所が決定します。連携施設以外の施設への通所を希望するとして、申込みをした方は、他の方と同様に保育施設が決まらない可能性がありますのでご注意ください。なお、連携施設の申込みと一般の申込みは同時に行うことができません。連携施設を辞退して一般の申込みを行うことはできません。

連携施設の利用調整結果は、11 月中旬頃に、申込書に記載された住所へ郵送します。ごきょうだいの4月入園を検討されている方は、連携施設の結果確認後にきょうだい分の申込みをされることをおすすめします。

「本園」に在籍する

対象となる園: Rainbow Wings International (分園)

利用対象年齢が2歳児クラスまでの「分園」に在園し、その施設に「本園」がある場合、3歳児クラス以降、本園に在籍することができます。利用調整は行わず、異動の手続きのみで3歳児クラス以降は本園に在籍できます。対象者には、2歳児クラスに所属している年度の秋頃に園を通じてご連絡します。

長期で欠席する場合

連続して欠席しながら在籍できるのは、欠席が開始した日から 60 日が経過する月の末日までです。いかなる理由があってもその期間を超えて欠席をしながら在籍することはできません。欠席する際は、在園している保育園に直接申し出てください。在籍している間は欠席していても保育料がかかります。

入園後、保育園を辞める場合

保育園を辞める時は、「保育園退園届」を印西市役所 保育幼稚園課か在園している保育施設へご提出ください。なお、支給認定証の交付を受けている方は、交付済みの支給認定証をご返還ください。月の初日に在籍があれば、登園状況にかかわらず、その月の1か月分の保育料がかかります。

一度退園し、また入園を希望する際は、改めて申請が必要で書類一式を提出していただきます。再度の申請後の利用調整において、以前在園していたことによる加点はありません。また、以前在園していた保育所等に必ず在園できるとは限りません。

また、他自治体へ住民票を異動する場合や家庭において必要な保育を受けることができるようになった際には、認定を取り消すことができますので、その旨を保育幼稚園課にお知らせください。手続きをご案内します。

印西市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合

印西市民としての利用は終了となるため、「保育園退園届」を保育幼稚園課にご提出ください。そのうえで、転出後は速やかに転出先自治体に「印西市で在園している保育園の継続利用を希望する」旨の申請を行ってください。なお、引き続き在園するには条件がありますので、ご確認ください。(P22 参照)

令和8年度保育園保育料(利用者負担額)について

① 保育料の決定について

- ・保育料は、保護者 (父母ともに) の市町村民税所得割額を基本として算定します。 $4\sim8$ 月分は前年度(令和7年度)、 $9\sim3$ 月分は当年度(令和8年度)の額をもとに算定します。
- ・祖父母等と同居で、父母ともに一定額以下の収入(給与収入で103万円)の場合は、祖父母等の同居人の税額を保育料の算定に用います。
- ・税額を証明する書類の提出がされない場合は、最高位の階層(第13階層)を適用します。
- ・保育料は月極めのため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- ・多子軽減措置として、生計を一にするお子様の年齢に関わらず、第二子は保育料が半額に、第三子以降は無料となります。
 - ※「生計を一にする」とは、同一世帯以外に、就労、就学等の都合により、別居であっても、仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含みます。(別途書類の提出が必要です。詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。)
- 例:小学2年生、2歳児、1歳児のお子様がいる世帯の場合、小学2年生のお子様から第一子とカウントし、2歳児のお子様は第二子となり保育料が半額、1歳児のお子様は第三子となり保育料は無料になります。

◎年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減について

・市町村民税所得割課税額が77,101円未満、かつ母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合、 在園する全てのお子様の保育料が無料となります。

② 給食費について

- \cdot 3 ~ 5 歳児については、令和元年 1 0 月からの保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は 実費負担となります。給食費の月額は園によって異なります。
- ・世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合(母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯の場合は世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合)は3~5歳児の給食費のうち、副食費(おかずなど)は免除となります。
- ・同一世帯から3人以上の就学前児童が利用する場合、3人目以降は3~5歳児の給食費のうち、副食費(おかずなど) は免除となります。

③ 保育料の納入について

- ・原則として口座引き落としとなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- ・3~5歳児の給食費は、公立保育所は原則として口座引き落としとなります。私立保育所、認定こども園については 各園で金額や納入方法、振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- ・入園内定後にお渡しする「印西市口座振替依頼書」により、次ページ口座振替指定金融機関にお申し込みください。 ※口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に 送付いたします納付書でお納めいただきます。入園初月(4月入園を除く。)につきましては、決定通知に同封の 納付書にてお納めください。
- ・口座振替日、納期限は毎月月末<u>(12月は25日)です。</u> ※なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。
- ・口座振替領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。

【口座振替指定金融機関】

- ・千葉銀行・・京葉銀行・・千葉信用金庫・・千葉興業銀行
- ・みずほ銀行 ・三井住友銀行 ・西印旛農業協同組合 ・ゆうちょ銀行
- ・保育料を滞納した場合、財産の差し押さえなどの処分を行うことがあります。

④ 保育料の変更について

- ・保育料確定後に修正申告等で税額を変更した場合、年度内に限り、遡って保育料を算定し直しますので、必ず、変更があったことを保育幼稚園課にご連絡ください。
- ・世帯の変更等があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、必ず、保育幼稚園課にご連絡ください。保育料の変更は、原則、保育幼稚園課に変更事由の届出があった日の翌月から行います。ただし、届出の遅れなど、年度内に限り、その事由の発生した日の翌月に遡って変更を行う場合があります。

令和8年度 保育料(利用者負担額)

| 階層 | 階層区分 | | 3 | | 園等の子ども | 0 | | 園等の子ども |
|-----|---------------|-------------|---|--------|--------|-------------------|--------|--------|
| 哈信 | | 间间位力 | | (標準時間) | (短時間) | | (標準時間) | (短時間) |
| 第1 | 生活保護世帯 | | | 0 | 0 | | О | 0 |
| 第2 | | 市町村民税非課税世帯 | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| 第3 | 市町村民税所得割非課税世帯 | | | 0 | 0 | 2番目の子どもについては半額、 | 9,000 | 8,800 |
| 第4 | 井 | 48,600 円未満 | | 0 | 0 | の子ども | 13,000 | 12,700 |
| 第5 | | 67,000 円未満 | | 0 | 0 | につい | 17,000 | 16,700 |
| 第6 | 村 | 97,000 円未満 | | 0 | 0 | は半額 | 24,000 | 23,500 |
| 第7 | 民税 | 169,000 円未満 | | 0 | 0 | | 35,600 | 34,900 |
| 第8 | 所 | 210,000 円未満 | | 0 | 0 | 昌以降 | 46,000 | 45,200 |
| 第9 | 得 | 256,000 円未満 | | 0 | 0 | の子ども | 48,000 | 47,100 |
| 第10 | 割課 | 301,000 円未満 | | 0 | 0 | りについ | 48,800 | 47,900 |
| 第11 | 税 | 327,000 円未満 | | 0 | 0 | 3 番目以降の子どもについては無料 | 57,000 | 56,000 |
| 第12 | 世 | 366,000 円未満 | | 0 | 0 | 料 | 60,000 | 58,900 |
| 第13 | 舻 | 366,000 円以上 | | 0 | 0 | | 62,000 | 60,900 |

(注)

- ①表中の年齢は、令和8年3月31日現在の満年齢により決定します。なお、当該年度中はその年齢を適用して保育料を算定します。
- ②階層区分は、8月分までは令和7年度、9月分以降は令和8年度の税額で決定します。
- ③市町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
- ④生計を一にするお子様の年齢に関わらず、保育園等を利用しているお子様が第一子の場合は基準額、第二子の場合は 基準額の半額、第三子以降の場合は無料となります。
- ⑤母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合は、軽減措置が講じられます。(35ページ参照)
- ⑥保護者の収入に応じて、同居家族の課税内容を含めて算定する場合があります。
- ⑦この保育料の他、園によっては実費徴収や上乗せ徴収を行うことがあります。 また3~5歳児については、給食費が実費負担となります。給食費は園によって異なります。
- ®延長保育の利用については、別途、延長保育料を徴収いたします。(32ページ参照) 延長保育料については、3~5歳児についても徴収いたします。

様式及び記入例

保育施設入所申込確認票

令和8年度

保育施設入所申込確認票

児童氏名

印西 小太朗

(令和 4年12月18日生)

| 全ての | 方が必要な書類書類(※申込児童ごとに用意してください。) | |
|----------|--|---|
| <u> </u> | 施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定申請書 [指定様式] | ī |
| ~ | ※すでに認定されている場合は、提出不要 | L |
| I | 保育所等利用申込書[指定様式] | L |
| I | 申込児童の健康状況調書[指定様式] | Т |
| M | 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し(例:3~4か月健診、1歳半健診等) | J |

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書を提出しない方は、ご自身の認定内容を今一度確認し、現在認定されている保育必要事由と保育必要量に○をしてください。現在の認定が入園時の認定となります。

| 株所 | 就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護等 求職活動 就学 育児休養 | 就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護等 求職活動 就学 育児休養 | 保育必要量 | 保育標準時間 保育短時間

| 世帯の状 | 況を記入し | 、保育を必要とする事由を確認するため | の書類を | :提出する者に☑してください | \ <u>`</u> |
|----------|-------|--------------------|------|--------------------------------------|------------|
| | | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業又は学校名等 |
| / | 印西 | 太朗 | 父 | 平成 2 年 4 月 2 4 日 生 | 会社員 |
| Ø | 印西 | 花子 | 母 | 平成4年6月6日生 | 会社員 |
| | 印西 | 丸子 | 妹 | 令和6 年 月 7 日生 | |
| | | | | 年 月 日生 | |
| | | | | 年 月 日生 | |
| | | | | 年 月 日生 | |

| 保育を必 | 要とする事由を確認す | ↑るための資料で提出するものに☑してください。(保護者や同居する親族等が該当するも | 5 | | | |
|-----------|---|---|---|--|--|--|
| の) (※ | の)(※申込児童ごとに用意してください。申込児童が複数の場合は、いずれかにコピーを添付してもよい) | | | | | |
| <u>//</u> | 就労 | 就労証明書 [指定様式] | | | | |
| | 妊娠・出産 | 母子手帳の写し(母の名前、及び出産予定日が記載されているページ) | П | | | |
| | 疾病・障害 | 医師の診断書① [指定様式] 又は障害者手帳の写し | П | | | |
| | 介護・看護等 | 医師の診断書② [指定様式] 及びご家族の状況についての申立書 | , | | | |
| | 求職活動 | 求職活動申告書 [指定様式] | П | | | |
| | 就学 | 在学証明書・カリキュラム(時間割)の写し | П | | | |
| | 育児休業 | 就労証明書 [指定様式] ※新規入園で選択することはできません。 | П | | | |

| 該当す | る場合に提出が必要な書類(※申込児童ごとに用意してください。 |) |
|-----|--------------------------------|-----------------|
| | 転入予定として申し込む場合(入園する月の前の月の月末まで | 転入手続きに関する同意書 |
| | に市民課等で印西市に住民登録を行い、さらに保育幼稚園課に | 転入先住所の確認できる書類 |
| | て転入の手続きを行うこと) | 市町村民税所得割額のわかる書類 |
| | 転入前の市区町村で保育所等を利用している場合 | 在園証明書 |
| | ひとり親家庭の場合 | 戸籍謄本(写し可) |
| | 保育士として就労する場合 | 保育士証(写し) |
| | 認可外保育施設の利用を常態とする児童が申し込む場合 | 利用契約書の写し |
| | 自営業主として就労の場合 | 開業届出書または確定申告の写し |
| | 生活保護法による非保護世帯 | 生活保護受給証の写し |

| 各項目を | 確認し、☑してください。 |
|----------|--|
| A | 申込、利用に当たっては「保育圏利用のご案内」の記載内容を順守していただきます。また、虚偽の申込みを した場合は、利用内定及び決定(承諾)を取り消します。 |
| M | 希望施設は利用したい順番に記入してください。また、希望施設の見学は必須ではありませんが、保育方針等 の確認のため推奨しています。 重要事項説明書の確認を必ず行い、希望施設の保育を理解し申込みをしてくだ ない、 |

提出する書類にチェック する。

【すでに認定されている 方】は、現在の認定内容を 記入してください。 また、認定内容や申込内容 が今までと変更になる際 には、認定を変更するため の手続きが必要です。

同じ住所にいる祖父母や 同居人も記載してください。高校生以上65歳未満 の場合、保育を必要とする 事由を確認するための書 類の提出が必要です。

父母で認定内容が異なる 場合は、それぞれに✓して ください。

該当する場合のみ、記載しください。

全て確認してください。

保育施設入所申込確認票(裏面)

| | 0~2歳児クラスの保育料は1か月単位です。 |
|---|---|
| Ø | 必要書類の未提出や確定申告の未実施等により、市町村民税所得割額(控除前の額)が確認できない場合は、入園審査において、市町村民税所得割額の合計での審査になった場合、優先順位が最下位となります。 |
| Ø | 保護者の他に同居する親族等(祖父母、内縁の夫又は妻など)がいる世帯で、保護者の所得がそれ ぞれ38万円(給与収入に換算すると103万円)以下の場合、同居する親族等の市民税所得割額で保育 料を算定します。 |
| 4 | 提出された申込書類は、利用決定施設に提供します。また、入園前面接を行っている場合には面接 票を併せて提供し、受入れの準備を行います。 |
| | 施設の空き状況や利用調整の結果により、利用希望月に入園(転園)できない場合があります。 |

| 該当す | る項目を確認し、☑ | してください。 |
|-----|-------------------|--|
| Ø | 「就労」を事由に 申し込む方 | 提出した就労証明書に記載されている就労先を入園時の就労先として審査しま す。利用決定後、就労証明書に記載されている就労先以外の就労先で就労する場 合は、入園の辞退又は退園のご案内をします。 |
| P | 育児休業中 | 育児休業のまま、復帰せず新規入園をすることはできません。申込後に育児休業を取得した場合も育児休業のまま、復帰せず新規入園をすることはできません。育児休業制度の趣旨を理解し、就労先に確認したうえで申請してください。「育児休業から同一職場への復帰」で間違いありませんか。復帰後に別会社で雇用されることが決まっている、転職を検討している等は該当しません。いずれかを選択してください。 □ 直ちに復職を希望する □ 希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる利用調整では、調整指数23 (-30点)を適用します。 入園月の翌月10日までに職場に復帰してください。また、復帰することがわかる就労証明書を、市が指定する日(4月入園を除き、入園月の月末が期日)までに提出してください。育児休業を取得していた保護者のみ再提出するとし、利用決定通知の発行日以降に証明された就労証明書を有効とします。なお、市が指定する日までに提出されない場合、いかなる理由でも入園の辞退又は退園となります。 |
| | 求職活動 (起業準備含む) | 利用決定期間は、利用開始後90日を経過する日が属する月の末日までとなります。※期間内に「就労証明書」を提出し、認定が「就労」に切り替わった場合、継続して在園が可能です。 |
| | 就労が内定して いる方 | 内定している状態かつ就労証明書が雇用先から提出可能な場合のみ該当します。 就労開始後、速やかに「就労証明書」を提出してください。 |

| | る場合の組み合わせを確認します。下記の各項目について、いずれかに 。記載事項以外のご要望は受け付けません。 | Z |
|----------------------------|--|---|
| 全員が同時に利用開始できない場 | □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。 | _ |
| 合(兄弟姉妹のいずれかが保留) | □ 1人だけでも利用を希望する。 | |
| 全員が同じ施設を利用できない | □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 | |
| 場合 | 優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(|) |
| | □ 別々の施設でも利用を希望する。 | |
| 希望順位上位では別々の園とな | □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。 | |
| るが、順位を下げれば同じ施設 を利用できる場合 | □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。 | |

記載事項を確認しました。

確認日 令和 7年 | 月 | 0 日

保護者氏名 印西 太朗

該当する箇所の記載事項を確認し、内容を遵守した上で入所申込みを行ってください。(育児休業から復職するとしての申込みは、就労を事由に申し込む方、及び育児休業中の項目を確認してください。)

兄弟姉妹で同時にお申し 込みをする方のみ記載し てください。該当しない場 合は記載しないでくださ い。

きょうだいが同時に申請するときの組み合わせについて

詳細は20ページをご確認いただき、希望の組み合わせの記入方法は下記を参考にしてください。

| | 全員が同時に利用開始できない場 🗾 同時に利用開始できなければ利用を希望しな | · V v. | |
|---------------|--|--|--|
| | 合(兄弟姉妹のいずれかが保留) □ 1人だけでも利用を希望する。 | | |
| | 全員が同じ施設を利用できない ✓ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 | | |
| | 場合 優先する児童名 (1 人だけでも利用を希望する場合)(| ` | |
| A1 | | , | |
| abla 1 | □ 別々の施設でも利用を希望する。 | | |
| | 希望順位上位では別々の園とな □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する | 0.0 | |
| | るが、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利 | 川中する。 | |
| | を利用できる場合 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 全員が同時に利用開始できない場 同時に利用開始できなければ利用を希望しな | N) | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) □ 1人だけでも利用を希望する。 | V '0 | |
| | | | |
| | 全員が同じ施設を利用できない □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 | | |
| 4.0 | 場合 優先する児童名 (1 人だけでも利用を希望する場合)(|) | |
| A3 | ✓ 別々の施設でも利用を希望する。 | | |
| | 希望順位上位では別々の園とな ✓ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する | 0.0 | |
| | るが、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利 | | |
| | を利用できる場合 | 1/11 / 2/0 | |
| | を利用できる場合 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 全員が同時に利用開始できない場 | | |
| | The state of the s | : V '0 | |
| | 合(兄弟姉妹のいずれかが保留) □ 1人だけでも利用を希望する。 | | |
| | 全員が同じ施設を利用できない □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 | | |
| | 場合 優先する児童名 (1 人だけでも利用を希望する場合)(|) | |
| A4 | ✓ 別々の施設でも利用を希望する。 | | |
| | 希望順位上位では別々の園とな □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する | | |
| | るが、順位を下げれば同じ施設 🗾 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利 | | |
| | | J加する。 | |
| | を利用できる場合 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | N.A. | |
| | 全員が同時に利用開始できない場 | `V`. | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 🗾 1人だけでも利用を希望する。 | N _o | |
| | | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 🗾 1人だけでも利用を希望する。 |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) ✓ 1人だけでも利用を希望する。 全員が同じ施設を利用できない ✓ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 |)) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) ✓ 1人だけでも利用を希望する。 全員が同じ施設を利用できない ✓ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(□ 別々の施設でも利用を希望する。 |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) ✓ 1人だけでも利用を希望する。 全員が同じ施設を利用できない ✓ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(□ 別々の施設でも利用を希望する。 希望順位上位では別々の園とな □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する |) | |
| А7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) ✓ 1人だけでも利用を希望する。 全員が同じ施設を利用できない ✓ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(□ 別々の施設でも利用を希望する。 希望順位上位では別々の園とな □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する |) | |
| А7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない 場合 ・ は は は は が は が は が は が は が は が は が は が |)) 別用する。 | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない。同じ施設であれば下位希望する。 帝望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用する。 □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用するのが、順位を下げれば同じ施設を利用する。□ 同時に利用関始できなければ利用を希望しない。 |)) 別用する。 | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない。 |)) 別用する。 | |
| A7 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場を利用できる場合 全員が同時に利用開始できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない。 全員が同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない。 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。 □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 |)) 別用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない。 |)) 別用する。 | |
| A7 A9 | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場を利用できる場合 全員が同時に利用開始できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない。 全員が同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない。 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。 □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。 |)) 別用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 「日に施設でなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(日本の施設でも利用を希望する。 日に施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用する場合) 「日本の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するの施設を利用できる場合 「日本の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する名が、順位を下げれば同じ施設を利用する日本の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用できる場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 「日本の施設では、日本の施設では、日本の施設では、日本の施設でも利用を希望する。 日に施設でなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(プリスの施設でも利用を希望する。) |) 用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 一 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 常望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望する場合) (別々の施設でも利用を希望する。) 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でも利用を希望する。 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 一 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 常望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望する場合) (別々の施設でも利用を希望する。) 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でも利用を希望する。 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 常望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望する場合) (別々の施設でも利用を希望する。) 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でも利用を希望する。 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 常望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できなければ利用を希望しない。優先する児童を利用できない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望しない。優先する児童を (人だけでも利用を希望する場合) (別々の施設でも利用を希望する。) 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する □ 別々の施設でも利用を希望する。 |) リ用する。 | |
| | 合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 希望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 可じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する。) 別々の施設でも利用を希望する。 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用する」別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| | 会 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用する。 日じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用する。 日じ施設であれば下位希望の施設を利用するの施設を利用できる場合 □ 同時に利用開始できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 を員が同じ施設を利用できない場合 のじ施設でなければ利用を希望しない。優先する児童な (1人だけでも利用を希望する。 同じ施設でなければ利用を希望しない。優先する児童な (1人だけでも利用を希望する場合)(別 別々の施設でも利用を希望する。 同じ施設であれば下位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用を希望する。 □ 同じ施設であれば下位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用を希望する。 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望する。 □ 同時に利用を希望する。 □ 同時に利用を希望する。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| | 会員が同じ施設を利用できない場合 全員が同じ施設を利用できない場合 本望順位上位では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用する場合の施設でも利用を希望する。 一 同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用できる場合 全員が同時に利用開始できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留) □ 同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童な(1人だけでも利用を希望する。 □ 同じ施設でなければ利用を希望しない。優先する児童な(1人だけでも利用を希望する場合)(図別々の施設を利用できない場合 □ 同じ施設でなければ利用を希望する場合)(図別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用する。 □ 同じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設 □ 同り施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設 □ 同時に利用開始できなければ利用を希望する。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| | 会員が同じ施設を利用できない場合 全員が同じ施設を利用できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 本員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが) (日じ施設でおれば利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する。) 「同じ施設でなければ利用を希望する。」 同じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用できない。 (日じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用する。) 同じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。 |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| А9 | 会 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 金員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれがでなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 (1人だけでも利用を希望する。 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 (1人だけでも利用を希望する。 別々の施設でもれぞれ上位希望の施設を利用する 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用できる場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| | 会員が同じ施設を利用できない場合 全員が同じ施設を利用できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 本員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが) (日じ施設でおれば利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する。) 「同じ施設でなければ利用を希望する。」 同じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用できない。 (日じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用するが、順位を下げれば同じ施設を利用する。) 同じ施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。 |) リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ | |
| А9 | 会 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 金員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれがでなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する場合)(別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 (1人だけでも利用を希望する。 同じ施設であれば下位希望の施設を利用する が、順位を下げれば同じ施設 (1人だけでも利用を希望する。 別々の施設でもれぞれ上位希望の施設を利用する 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用できる場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれかが保留) |) ジャ。 ジャ。) は、 シャ。) | |
| А9 | 全員が同じ施設を利用できない場合 全員が同じ施設を利用できない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(□別々の施設でも利用を希望する場合)(□別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留)全員が同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留)では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合・図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でおければ利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用できる場合・図別々の施設でも利用を希望の施設を利用できる場合・図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でおれば利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望の施設を利用するを負が同じ施設を利用できないは別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でなければ利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(図)の施設でも利用を希望する場合)(別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望があれば下位希望があれば下は不足の施設であれば下は不足の施設を表する場合には、日本に対している。□に応設であれば利用を希望する。□に応設であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下である。□に応設であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下 |) (い。 (い。) (い。) (い。 | |
| А9 | 会員が同じ施設を利用できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 会員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 「同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する。) 「同じ施設でよれば利用を希望する場合)(別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。) 「別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。」 「日本記述は、「日本記述述は、「日本記述は、「日本記述は、「日本記述述述述は、「日本記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述 |) (い。 (い。) (い。) (い。 | |
| А9 | 全員が同じ施設を利用できない場合 全員が同じ施設を利用できない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(□別々の施設でも利用を希望する場合)(□別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留)全員が同じ施設を利用できない場合(兄弟姉妹のいずれかが保留)では別々の園となるが、順位を下げれば同じ施設を利用できない場合・図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でおければ利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用するるが、順位を下げれば同じ施設を利用できる場合・図別々の施設でも利用を希望の施設を利用できる場合・図別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でおれば利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(図別々の施設でも利用を希望の施設を利用するを負が同じ施設を利用できないは別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設でなければ利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望しない。優先する児童名(1人だけでも利用を希望する場合)(図)の施設でも利用を希望する場合)(別々の施設でも利用を希望する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。□同じ施設であれば下位希望があれば下位希望があれば下は不足の施設であれば下は不足の施設を表する場合には、日本に対している。□に応設であれば利用を希望する。□に応設であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば下であれば利用を希望する。□に応設であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下である。□に応設であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下であれば下 |) (い。 (い。) (い。) (い。 | |
| A9 | 会員が同じ施設を利用できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同じ施設を利用できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 全員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 会員が同時に利用開始できない場合 (兄弟姉妹のいずれが保留) 「同時に利用開始できなければ利用を希望しない。優先する児童名 (1人だけでも利用を希望する。) 「同じ施設でよれば利用を希望する場合)(別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。) 「別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「同じ施設であれば下位希望の施設を利用する。」 「別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設を利用する。」 「日本記述は、「日本記述述は、「日本記述は、「日本記述は、「日本記述述述述は、「日本記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述 |) (い。 (い。) (い。) (い。 | |

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

(表)

第1号様式(第3条)

※保育園申込用

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

7年11月10日

(あて先) 印西市長

保護者氏名 印西 太朗

個人番号 012345678901

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

| 次のとおり、カ | 也設型給付費 | 地域空保育 | 絹付實に係る | 2教育・沐育 | 稲竹祕圧を | 甲謂しより。 |
|------------------------|-------------|---------------------------|--------------------|----------|--------|--------------|
| 中部に佐てよみ | 氏 | 名 | 生年 | 月日 | 性別 | 障害者手帳 の有無 |
| 申請に係る小学 校就学前子ども | (ふりがな) いんざ | _{い こたろう} 小太朗 | 令和4年1 | 2月18日生 | 男女 | 有無 |
| | Y | 小人の | 個人番号 | 1234 | 567890 | 12 |
| 保護者 | (住所) | 印西市大和 | 集236 | 4番地2 | | |
| 住所・電話番号 | (電話番号) 父:09 | 0-0000-0 | 0000 | 母: 090 | -0000- | 0000 |
| 支給認定証 番号 | 00001 | 31 — | ※既に教育 てください | | 定を受けてい | いる場合に記入し |
| 保育の希望の | 有 | | が働又は疾病等 る場合 (幼稚 | | | において保育の利 |
| 有無(※) | 無 | : 幼稚園等の | 利用を希望す | - る場合(保育 | 育所等と併願 | の場合を除く。) |
| 支給認定証の 交付の希望の 有無 | 有 · 無 | Ę | | | | |

(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。・「有」を○で囲んだ場合は①~③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び③に必要事項を記入してください。
 ① 世帯の状況

| 区分 | 氏 | 名 | 児童との続柄 | 生年月日 | | 職 業 又は 学校名等 | 前年度分 (当年度分) 市町村長祝 課税の有無 | 備考 |
|-----|---------------------------------------|------|--------|--------------|-------------|-------------------|----------------------------------|-----|
| | 印西 | 太朗 | 父 | 平成 2 年 4 月 2 | 4 日生 | 会社員 | (有·無) | |
| | 印西 | 花子 | 母 | 平成4 年6 月6 | 6 日生 | 会社員 | 有·無 (有·無) | |
| 児童の | ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 丸子 | 妹 | 令和6年1月 | 7 日生 | | 有·無 (有·無) | |
| の世 | (ありがな) | | | 年 月 | 日生 | | 有・無 (有・無) | |
| 世帯員 | (A-935tz) | | | 年 月 | 日生 | | 有・無 (有・無) | |
| | (ふりがな) | | | 年 月 | 日生 | | 有・無 (有・無) | |
| | (ありがな) | | | 年 月 | 日生 | | 有・無 (有・無) | |
| 生活 | 5保護の適 | 用の有無 | | 適用無し・ i | 適用有り |) (年 | 月 日保護 | 開始) |

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

記入した日

保護者氏名、個人番号(マ イナンバー)を記入する

住所欄は、申請時点で住民 登録のある住所を記入し てください。

既に認定を受けていても、 わからない場合は記載不 要です。

世帯の状況を記入してく ださい。

生活保護適用の有無を記 入してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(裏面)

(裏)

② 保育の利用を必要とする理由等 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

| (\ /26 | 続柄 | 必 | 要とする理由 - 俳 | #考 | | | | | | | | |
|--|----|----------------|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 保育の利用 を必要とす る理由 | 父 | □就学 □その他(| 【就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動□就学 □その他 ((具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) | | | | | | | | | |
| | 母 | □就学 □その他(| ☑ 就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □ 就学 □その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・旦数等や疾病の状況など)) | | | | | | | | | |
| 家庭の状況 | | ひとり親家庭(□死別・□離婚 | 昏・□未婚・□行方不明) ・ ☑左記以外 | | | | | | | | | |
| メーカーフ | | 利用曜日 | 利用時間 | | | | | | | | | |
| 希望する 利用時間 | 月 | 曜日から 金曜日まで | 7 時45分から17時30分まで(月~金曜 時 分から 時 分まで(土曜日) | 日) | | | | | | | | |
| 希望する保育必要量 (就労等の状況により希望に添えない場合があります) ✓ 保育標準時間 □保育短時間 | | | | | | | | | | | | |

③ 税情報等の提供に当たっての署名欄 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯 者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定 教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 印西 太朗

ださい。 現時点で希望する利用時 間を記入してください。実 際に利用する時間は、入所

決定(内定)後、施設と相

ひとり親家庭にチェック をした場合、提出時に戸籍 謄本の写しを提出してく

談します。

| *施設記載欄 | (施設 | (事業者) | を経り | して | 市に | 提出す | る | 場合 | 1 |
|--------|-----|-------|-----|----|----|-----|---|----|---|
| | | | | _ | | 1 | | | |

| 20177 | |
|---------------|-----------------|
| 施設(事業者)名 | |
| 担当者氏名 電話番号 | (担当者) (電話番号) |
| 備考 | |

*市記載欄

| 受付年月日 | 年 日 日 |
|-------|-------|
| | |

| 認定の可否 | 認定者番号 | T D | 8定区分 | 等 | |
|---|----------|-----|------|-----|--|
| 可・否(否とする理由) 年 月 日認定 | □1号 | □2号 | | 3 号 | |
| 支給 (入所) の可否 | 支給(利用)期間 | | | | |
| 可・否(否とする理由) | 自 | 年 | 月 | H | |
| 〔 □施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域 | 至 | 年 | 月 | H | |
| 入所施設(事 | 業者)名 | | | | |
| □認定こども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼稚園 □保育所 □地城型(□小 □家 □居 | □保)) | | | | |
| 備考 | | | | | |

保育所等利用申込書

(表) のみ記入してください。

別記

第1号様式(第3条) (表)

保育所等利用申込書



利用希望保育所等の記入方法 は次のページをご覧ください。

入園希望月の 1 日を記入して ください。(令和7年4月入園 の申請なら「令和7年4月1 日」と記入する。

就学前対応日を記入してください。就学前対応日は P3 をご確認ください。

印西市外の住所の方は、マイナンバーの確認か市町村民税所得割額確認の書類提出が必要です。詳細はP3をご覧ください。

現在、在園している施設があれば記入してください。

ア〜キいずれかに○をしてく ださい。() 内の確認事項も 忘れずにご記入ください。

申請内容の確認を連絡する際 に、使用します。日中連絡が取 れる方を緊急の連絡先として ください。

?

空きがある施設はどこですか。



印西市 保育園 空き状況

4月入園(一次):公開しません。

4月入園(二次):印西市ホームページにて2月初旬に公開します。

5~3月入園:印西市ホームページにて申込受付期間の20日頃に公開します。

※園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあり

ます。

希望する保育所等の「園コード」と「保育園名」を 記入してください。園コードは下表をご確認くだ さい。園コードと保育園名が違っていた時は、保 育園名を審査では優先します。 希望する保育所等の数に上限はありません。第7希望以降は別紙に記入してください。

ただし、希望した保育所等すべてに入園する可能性がありますので、よくご検討の上記入してください。

| 利田水槽 | コード | | ĸ | 保育園名 | | コード | | ード | 保育園名 | |
|----------------|-----|---|---|------|--|-----|--|----|------|-----|
| 利用希望 保育所等 | (1) | / | | 第1希望 | | 2 | | | 第2希望 | _/_ |
| ※第7希望 以降は別紙 | 3 | | | 第3希望 | | 4 | | | 第4希望 | |
| | 5 | | | 第5希望 | | 6 | | | 第6希望 | 1 |

| 園コード | 保育所 |
|------|-------------------------|
| 003 | 木刈保育園 |
| 004 | 内野保育園 |
| 005 | 高花保育園 |
| 006 | 西の原保育園 |
| 007 | もとの保育園 |
| 022 | 銀の鈴保育園 |
| 023 | 原山保育園 |
| 025 | 山ゆり保育園 |
| 028 | スマイル保育園 |
| 029 | 小倉すくすく保育園 |
| 024 | しおん保育園 |
| 203 | ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園 |
| 204 | エンヂェルハート保育園 |
| 205 | 星虹保育園 |
| 209 | 星虹第二保育園 |
| 210 | かふう保育園いんざい |
| 020 | AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央 |
| 241 | かぐろ杜の保育園 |
| 242 | コスモスの丘保育園 |
| 243 | ゆいのひ保育園 |
| 256 | AIAI NURSERY 印西牧の原 |
| 257 | 草深こじか第二保育園 |
| 258 | ちいさな杜の保育園 |
| 260 | HALO 保育園 |
| 261 | コスモスの丘ひがし野保育園 |
| 262 | そうほスマイル保育園 |

| 園コード | 保育所 |
|------|-------------------------|
| 263 | 滝すくすく保育園 |
| 264 | にじの原のつなぐ保育園 |
| 265 | NOVA バイリンガル印西東の原保育園 |
| 268 | (仮称)小倉すくすく保育園千葉 NT 駅前分園 |
| 270 | (仮称)リップル保育園高花 |

| 園コード | 認定こども園 |
|------|--|
| 514 | どんぐり保育園 |
| 519 | 草深こじか保育園 |
| 510 | 牧の原宝保育園 |
| 512 | 認定こども園 Rainbow Wings International(本園:0~5歳児) |
| 513 | 認定こども園 Rainbow Wings International(分園:0~2歳児) |
| 207 | 印西ひかりこども園 |
| 267 | たかさごスクール千葉ニュータウン |
| 266 | 市川学園西の原幼稚園(3~5 歳児) |

| 園コード | 小規模保育事業 |
|------|-------------------|
| 700 | やまと小規模保育園 |
| 701 | カインド・ナーサリー牧の原第1園 |
| 702 | カインド・ナーサリー牧の原第2園 |
| 704 | リップル保育園 CNT 高花 II |

保育所等利用申込書 別紙 利用希望保育所等(第7希望以降)

利用希望保育所が第7希望以降ある場合は、記入してください。

別紙

利用希望保育所等 (第7希望以降)

| 児童氏名 | | | 生年月日 | 年 | 月 | B |
|-------|-----|---|------|----|----|---|
| 希望順位 | コード | , | | 保育 | 園名 | |
| 第7希望 | | | | | | |
| 第8希望 | | | | | | |
| 第9希望 | | | | | | |
| 第10希望 | | | | | | |
| 第11希望 | | | | | | |
| 第12希望 | | | | | | |
| 第13希望 | | | | | | |
| 第14希望 | | | | | | |
| 第15希望 | | | | | | |
| 第16希望 | | | | | | |
| 第17希望 | | | | | | |
| 第18希望 | | | | | | |
| 第19希望 | | | | | | |
| 第20希望 | | | | | | |

利用希望保育所等が 21 園以 上ある場合は、任意様式に「園 コード」「保育園名」を記入し、 提出してください。

※21園以上の申し込みを希望する方は、任意様式で提出ください。

申込児童の健康状況調書(表)

申込児童の 健康状況調書

| | 绾 | 生年月日 | | | | | 性 | 別 | | | | |
|---|------|------|---|---------|---|---|---|-----|----|-----|------|---|
| (| いんざい | こたろう |) | 令和 | 4 | 年 | 2 | 月18 | H | | Walt | _ |
| | 印西 | 小太朗 | | 令和 (| 2 | 蒇 | T | か月 |]) | (男) | 女 | |

該当する□に√をつけ、()の中は、記入または○で囲んでください。いただいた情報はお子様を安全にお

| 預かりするために活 | 用します。正確に記入してください。 |
|--|--|
| | ·在胎週数 (<u>39</u> 週 <u>2</u> 日) ·出生予定日 (令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月 <u>20</u> 日) |
| 妊娠~出生の経過 | ・妊娠経過 □正常 □異常(妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・その他) |
| 妊娠~山土の経過 | ·出生時体重(<u>3000</u> g) ·出生時身長(<u>50</u> cm) |
| | ·出生時異常 ☑正常 □異常 (仮死 ,酸素日 ,保育器日 , 強い黄疸) |
| | ①今までに大きな病気やけが、入院はありますか 【勿無 □有(歳 か月頃) |
| | □心臓病()□腎臓病() |
| | □その他の病気() □大きなけが() |
| m 45 m + m | ·入院歴: □無 □有(期間: 年 月~ 年 月) |
| 既往・現病歴 | ·治療内容() |
| | ・現在も治療、経過観察中ですか □はい □いいえ |
| ③のお薬について、入園前の面接時に | ②その他、定期的に受診している病気はありますか 2はい 口いいえ |
| ス国前の面接 時に 詳細をうかがうこ | ・病名:(ロぜんそく ロアトピー性皮膚炎 ロその他) |
| とがあります。 | ③ 上記①、②の病気に対して、処方されている薬はありますか ☑はい □いいえ 「薬品名・使用時間を記載 |
| | |
| ・アレルギーについ ては次ページ記載 | ④これらの治療や処置を受けたことがある、または現在も受けていますか |
| には水ベーン記載 | □ 経管栄養 □ 酸素療法 □ 喀痰吸引 □ 血糖測定 □ インスリン注射 □ 導尿 |
| | □ その他()・実施期間(歳 ~ 歳までで終了/継続中) |
| | ⑤主治医から集団保育に対しての注意点はありますか |
| | ≰ □有() |
| けいれんやひきつけ | □無 ② 有(最終発症: 2 歳 6 か月頃) ·診断名(、 ② 不明) |
| 50 CONTRACTOR | ・頻度 (年に <u>0~ 回位</u> 、月に回位) ・発症しやすい状況 (☑熱が出たときに起きる □熱がなくても起きる □泣いた時) |
| の経験 | ・けいれん予防の薬の処方(▽ 無 □有:薬品名) |
| | □風邪をひきやすい □熱がでやすい |
| 体 質 | □吐きやすい □便秘()日毎 □下痢・腹痛をおこしやすい |
| m × | ☑湿疹がでやすい □脱臼をおこしたことがある(部位:) |
| | □中耳炎になりやすい □その他(|
| 視力・聴力 | 視力や聴力が気になり、受診したことはありますか ☑無 □有:(眼・耳) |
| | (受診時期: 歳 |
| 健康診査受診状況 | ·4か月児相談 ☑済 □未 □ □ 10 th □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| ※直近で受けた健診 | ・受診済みの健診 ✓3~4か月児健診 ✓3 歳児健診 ✓3 歳児健診 |
| 結果(母子健康手帳 | ・5歳児相談 □済 ▽ 未 |
| の健診ページ)の写 | ・健診等での指摘 ☑無 □有:指摘事項を記入してください |
| しを添付 | () |
| | ・首すわり ○ か月 ・あやすと笑う ○ か月 ・寝返り ○ か月 |
| | 1 目 9 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | ・お座り ○ か月 ・ハイハイ ○ か月 ・つかまり立ち ○ か月 |
| 発 達 而 | ・お座り O か月 ・ハイハイ O か月 ・つかまり立ち O か月 ・一人で歩く O 歳 O 歳 O 歳 |
| 発 達 面 | ・お座り の |
| 発達 面 | ・お座り O か月 ・ハイハイ O か月 ・つかまり立ち O か月 ・一人で歩く O 歳 O 歳 O 歳 |

申請時の年齢を記入してください。

服用している薬があるときは 記入してください。

裏面あり

申込児童の健康状況調書(裏)

| 集団生活の経験 | ☑無 □有 (保育園・ 幼稚園・一時預かり・児童発達支援・その他) | | | | | | |
|-----------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 発達の状況 | □動き回って落ち着きがない □ささいなことでパニックになりやすい | | | | | | |
| (身体·知的·言語) | □家族や友達を叩いたり噛んだりする□言葉がおそい□家族や友達に関心が薄く、一人で遊ぶことが多い | | | | | | |
| や健康面等で気が | □名前を呼ばれても応答しない □視線が合いにくい | | | | | | |
| かりな事、保育園に | | | | | | | |
| 伝えておきたい事 | □その他 具体的に⇒ | | | | | | |
| | J | | | | | | |
| | □有 | | | | | | |
| | ・「有」または「これから相談予定」に図された方は、相談先を以下から選択してください | | | | | | |
| 今までに健康面や | □市の保健センター等 →子ども発達センター(印西市) □児童発達支援(療育)や相談支援事業所 | | | | | | |
| 発達上のことで、 | □医療機関(病院名:) □その他() | | | | | | |
| 専門機関に相談し | 具体的な相談内容をご記入ください | | | | | | |
| たことはありますか | 0000000000000000 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ※保護者の方の同意を得たうえで、関係機関と情報共有をさせていただくことがあります | | | | | | |
| 7 # 0 TH 4 Y | ので、ご了承ください。個人情報の取り扱いには十分配慮いたします。 | | | | | | |
| 手帳の取得状況 | ☑無 □有 □申請中 (身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳) | | | | | | |
| | ・現在、授乳中ですか □はい(□母乳 □混合 □ミルク:商品名) ✓いいえ | | | | | | |
| | ・離乳食の開始(生後 ()か月から)・一日の食事回数 (回/日) | | | | | | |
| | ・どのような形態のものを食べていますか | | | | | | |
| 食事面 | □裏ごし □舌でつぶせる固さ □歯ぐきでつぶせる固さ □歯ぐきで噛める固さ | | | | | | |
| (現在の状況) | 【□大人の一部をきざむ □大人の一部を一□大にする ☑大人と同じ | | | | | | |
| | ・食べられない食品がありますか □無 ☑有(食品名:) | | | | | | |
| | 理由:(□治療上 □宗教上 ▼その他:) | | | | | | |
| | ・給食のことで園に希望する対応 口無 🕡有 | | | | | | |
| | ⇒有の場合、具体的に(除去を希望します。) | | | | | | |
| | ・食物アレルギーがありますか 口無 🗹有 | | | | | | |
| | ・食物アレルギーで除去している食品はありますか □無 ☑ 有 | | | | | | |
| | □鶏卵 ☑牛乳・乳製品 □小麦 □エビ □カニ □ピーナッツ □そば □<るみ | | | | | | |
| 食物アレルギー | し口その他() し | | | | | | |
| | ・医師による診断をうけていますか □はい(最終受診日: 10/25) □いいえ | | | | | | |
| ※アレルゲンや症状 | ・アナフィラキシーショック ^(※1) の経験はありますか ☑ 無 □有 | | | | | | |
| によって対応方法 が異なりますので、 | ⇒有の場合 回数(回) | | | | | | |
| 希望園に対応方法 | 症状:口せきこみ 口呼吸困難 口意識もうろう 口腹痛 口おう吐 口その他() | | | | | | |
| について確認して | (※1)アナフィラキシーショックとは、原因食物を食べた後で、じんましんなどの皮膚症状の 他、せきこみ、呼吸困難、意識障害などの生命危機で一刻も早く治療せねばならない | | | | | | |
| おいてください。 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ⇒有の場合 □抗ヒスタミン薬・ステロイド薬(内服薬) 薬品名を記載 () | | | | | | |
| | ロアドレナリン自己注射(エピペン) 口その他() | | | | | | |
| アレルギー | □無 図有 (アレルゲン: ハウスダスト) | | | | | | |
| (食物以外) | ・園に希望する対応の有無 ☑無 □ 有 ⇒有の場合、具体的に() | | | | | | |
| 記入者 | □父 Z 母 □その他 () 記入日 令和 7 年 II 月 I8 日 | | | | | | |

今までに健康面や発達上のことで、専門機関に相談したことはありますか?の問いに「有」と答えた方は、具体的な相談内容を必ず記入してください。集団生活を送るうえで困難なことなどが、入園決合できた場合、施設で受け入れができないことがありますので、申請時にとがありますので、申請時に入れ体制等を施設の担当者に確認してください。

【母乳に○をした方へ】

保育園ではミルクで対応する こととなります。入園までに ミルクを飲めるよう練習して ください。

「有」と答えた方は、下の項目 の記入をしてください。

まだ食べさせていない食材がある場合でも現時点でアレルギーがなければ「無」にチェックしてください。

アレルギーかどうかわからない、食べさせたことがないときは入園が決まったらその旨お申し出ください。

保育園に関する Q&A

支給認定に関すること

O1 保育園を利用するための「認定」とは何ですか?

- A 1 子ども・子育て支援制度においては、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園等に通園を希望する児童は、次の3区分のいずれかの「認定」を市から受ける必要があります。
 - [1号認定] 3歳以上児で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合。
 - [2号認定] 3歳以上児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。
 - [3号認定] 3歳未満児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。
 - ※2号及び3号認定については、保護者の就労状況等により、施設を11時間以内で利用できる「保育標準時間」 と、8時間以内で利用できる「保育短時間」とに区分されます。
- **02** 保育標準時間認定の場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか?
- A 2 教育・保育給付認定時に決定する「8時間」「11時間」といった保育時間は、あくまでも「最大で施設を利用することができる時間」です。保護者の就労実態などに応じ、保育が必要と認められる時間内での利用になります。また、お子様の状況(月齢6か月未満、特別な支援が必要など)により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、「保育短時間」と同等の利用時間になることがあります。
- Q3 教育・保育給付認定の申請手続きの際に、書類不備があった場合はどうなりますか?
- A 3 書類不備や書類未提出により教育・保育給付認定ができない場合、利用申込書が提出されていても、利用調整を行うことができません。
 - 不備書類や未提出書類については、保育幼稚園課からご連絡しますので、その場合は至急ご対応ください。
- Q4 保育を必要とする事由が母「妊娠・出産」で、父は「就労」です。今後、父が育児休業を取得した場合はどうなりますか?
- A4 育児休業の取得予定がある場合は、申請時に提出する就労証明書に取得予定年月日の記載をしてください。入園月に就労ではなく、育児休業を取得しているのであれば育児休業から復職するとしてお申し込みください。復職の条件はP19でご紹介している内容と同じです。入園時に育児休業を取得しており、引き続き取得したまま在園することはできません。しかし、入園後、翌月から育児休業を取得する場合は、認定を変更し継続して在園することができます。
- Q5 就労証明書の雇用期間が有期で、入園希望月までに、一度、契約が切れる予定です。その後、契約は更新される 予定です。どうしたらいいですか?
- A5 申請時に、現在の雇用契約の内容が記載された就労証明書を提出し、契約が更新されたら更新後の就労証明書を提出してください。申請時に提出した就労証明書と契約更新後の就労証明書の雇用契約で、審査場の点数に関する事項の変更があった場合、基本点の見直しが必要です。再度調整を行い、再調整の結果、利用の決定が変更・取り消しになることがあります。
- Q6 転職する予定で、申請時点と入園時点で就労先が異なる予定です。どちらの就労証明書を提出したらいいですか?
- A6 利用開始月以降、就労予定である就労先の就労証明書を提出してください。例えば4月入園の申請で、3月31日で元の就労先を退職し、4月1日以降新しい就労先に就労予定の場合は4月1日以降の就労先の就労証明書を提出してください。
- Q7 4月入園を希望しているが、転職予定で新しい就労先が決まっていません。現在も転職活動をしていますが、申請の際には何を提出すればいいですか?
- A7 就労先が決まらずお仕事探し中である場合、保育を必要とする理由は「求職活動」として申請してください。
- 08 祖父母と同居していますが、申込時に書類の提出は必要ですか。

- A8 同居している祖父母が65歳未満の場合、保育を必要とする書類の提出をすると調整指数8(-3点)の原点はありません。
- **O9** 世帯分離しており生計を別に立てていますが同居になりますか。
- A9 生計を別にしていても同住所であれば同居しているとみなします。

利用申し込みに関すること

- **O1** 保育園の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか?
- A 1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数が高いお子様から順に利用調整を行いますが、点数の同じお子様が複数いる場合には、第1希望園から順に利用調整を行いますので、希望園の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。
- **02** 保育園の利用が保留となった場合、毎月申し込みをする必要はありますか?
- A 2 申請時に「空き待ちをする(翌月以降も継続審査を希望する)」を選択した場合、保護者からの申し込みの取り下 げがない限り、翌月以降(最長で年度末まで)も継続して利用調整を行いますので、新たに申し込みをする必要は ありません。
 - ただし翌年度以降も利用を希望する場合は、別途申し込みが必要です。
- Q3 現在、求職中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか?
- A 3 求職中でも保育園の利用申し込みは可能です。ただし、利用調整を行う際の優先順位は低くなります。 また、利用が決定した場合、支給認定日から90日以内に就労し、就労証明書の提出が必要です。就労の確認が出来ない場合、退園となりますのでご注意ください。
- **Q4** 現在、育児休業を取得中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか?
- A 4 入園が決まった場合には、仕事に復帰することを条件として申し込むことができます。
 - 申し込みの際、①「直ちに復職を希望する」又は、②「希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長 も許容できる」のどちらかを選んで申し込んでいただきます。
 - ②の場合は、利用調整を行う際の優先順位が著しく低くなります。また、育児休業の延長を許容できる月までは 入園待機期間に含まれませんのでご注意ください。
- **Q5** 印西市に転入予定で申し込みます。いつまでに転入すればいいですか?
- A 5 転入期日は、入園月の前月末までです。期日までに転入されない場合は、入園を辞退していただきます。
- Q6 夫婦共働きですが、幼稚園と保育園を併願することは可能ですか?
- A 6 幼稚園と保育園を併願することは可能です。
 - 手続きとして、幼稚園は直接施設に利用申し込みをしていただきますが、保育園は、支給認定申請と併せて、市に利用申し込みを行うことになります。
- Q7 希望する保育園を変更することはできますか?
- A 7 希望園の変更は可能です。P23をご参照ください。
- **Q8** 利用申込の際に面接を受けませんでした。入園できますか?
- A 8 面接を受けていない場合は、利用調整の結果、入園可となった場合でも、内定となります。内定した園で面接を実施後、入園を決定します。面接の結果次第では入園が保留となることもあります。
- **Q9** 転園を希望したいのですが、兄弟が在園する園以外を同時に希望することはできますか。
- A 9 兄弟が在園する園と在園していない園を同時に希望することはできますが、減点(-1)での審査となります。加点(+3)での審査を希望する場合は兄弟が在園する園のみで転園を希望してください。

利用決定から入園までに関すること

- **01** 利用が決まってからのならし保育は、どのように受けられますか?
- A 1 利用開始日は、入園月の初日(毎月1日)となります。ならし保育については、原則として、利用開始日以降に実施することになります。保護者が育休から仕事に復帰する場合は、利用開始日から職場復帰日までの期間で、必要

な期間にならし保育を実施していただきます。ならし保育の開始日や、期間については、入園する園とご相談ください。

- Q 2 育児休業から復職する場合は、いつまでに職場に復帰すればいいですか?
- A 2 保護者が育休から仕事に復帰する場合の復帰期限は、入園月の翌月10日までとなります。入園月の末日までに復職日がわかる就労証明書の提出が必要となります。
- Q3 利用が決まったので、申請時の職場を辞めました。入園できますか?
- A 3 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。
- Q4 引っ越してきたので、申請時の職場を辞めました。入園できますか?
- A 4 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。申請時には、転入後の状況で申請してください。

保育園の利用に関すること

Q1 子どもが風邪を引いたときは、保育園に預けられないのですか?

A 1 お子さまを安全に保育するためにも、お子様に熱があるときなど健康な状態でない場合、家庭保育をしていただく ことになります。

風邪を含め、お子様の病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは保育園にご確認ください。 なお、市では病児・病後児保育事業(有料)を実施しており、お子様の病状によって利用することが可能です。詳し くは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

病児・病後児保育事業「おひさまルーム」(印西総合病院内)℡0476-47-5635(直通)

- Q2 仕事の前後や、仕事が休みの日は、保育園に預けられないのですか?
- A 2 保育園が利用できるのは、基本的に就労時間(通勤に要する時間を含む)のみです。保護者の方がお休みの日は、 基本的に家庭保育をお願いしています。仕事の前後や休みでも、他に事情がある場合(通院等)には、通園してい る保育園にご相談ください。
- Q3 食物アレルギーがあるのですが保育園ではアレルギー対応はしていますか?
- A 3 保育園では、原則として、アレルギー児の受入れをしておりますが、保育園によって対応が異なります。入園を希望される保育園には、事前にお問い合わせください。

保育料に関すること

Q1 保育料はどのように決定しますか?また、施設により保育料は異なりますか?

A 1 保育園の保育料は、市民税所得割額を基本として決定しますが、令和8年4月から令和8年8月までの保育料は、 令和7年度の市民税課税内容を、令和8年9月から令和9年3月までの保育料は、令和8年度の市民税課税内容に より決定をしますので、年度の途中で保育料が変わる可能性があります。

なお、認可保育園(公立、私立)・認定こども園・地域型保育事業での保育料は、どの施設も同じ算定方法となりますので、基本的に施設によって保育料が異なることはありません。

その他、 $3\sim5$ 歳児については、保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。(延長保育料は、別途発生します。)

Q2 保育園の保育料はどのように納めますか?

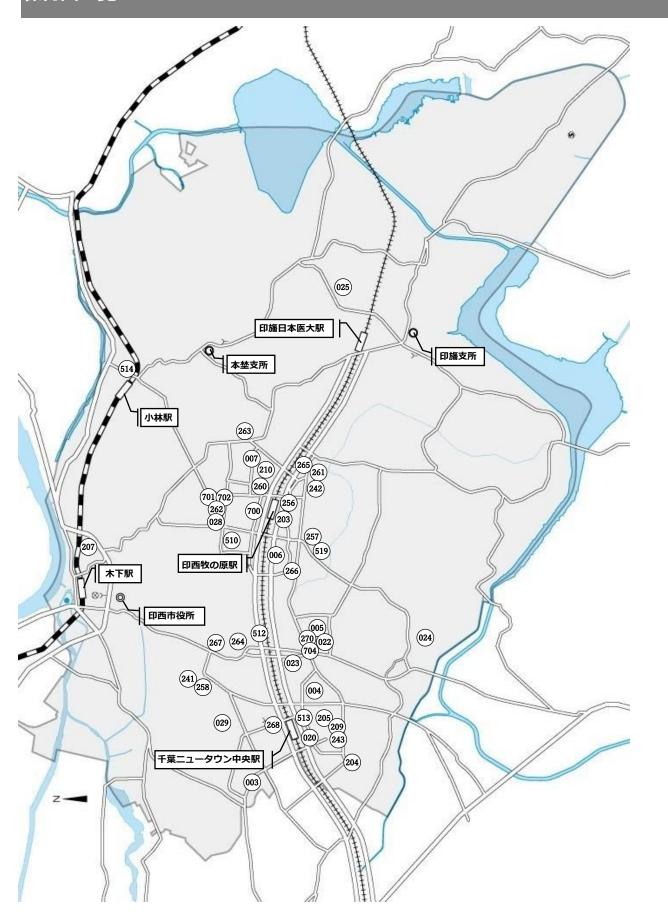
A 2 原則として、毎月末に金融機関の口座引き落としとなりますので、利用決定後に金融機関において、口座引き落と しの手続きを行っていただくことになります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方 法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。

なお、口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に送付いたします納付書でお納めいただくこととなります。

Q3 母子家庭の場合、保育料は無料になりますか?

- A 3 保育料は、市民税所得割額を基本として算定することから、母子家庭であっても、課税内容に応じて保育料がかかります。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯に該当する場合につきましては軽減措置が講じられます。
- Q4 保育園への入園に関して、保育料以外の費用がかかることはありますか?
- A 4 保育園では、保育料以外の費用として、上乗せ徴収・実費徴収を行うことがあり、3~5歳児の給食費も各園によって異なります。
 - 具体的な内容については各園により異なりますので、入園を希望する園に必ず事前に確認をしてください。
- **Q5** 年度の途中から(例えば9月)に3歳になりますが、いつから保育料は無料になりますか?
- A 5 3歳児クラスとなる、翌年度の4月から保育料は無料になります。
- **Q6** 一か月間のうち半数以上登園しませんでした。保育料の返還はありますか?
- A 6 欠席状況等により、保育料を返還することはできません。

保育園一覧



公立保育所

| 園コード | 園名 | 住所 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 |
|------|--------|---------|----------|-----|-----------|
| 003 | 木刈保育園 | 木刈 6-23 | (46)1873 | 100 | 生後6か月~就学前 |
| 004 | 内野保育園 | 内野 1-12 | (46)1874 | 100 | 生後6か月~就学前 |
| 005 | 高花保育園 | 高花 1-10 | (46)7011 | 110 | 生後6か月~就学前 |
| 006 | 西の原保育園 | 西の原 3-7 | (45)0221 | 120 | 生後6か月~就学前 |
| 007 | もとの保育園 | 滝野 3-2 | (97)2935 | 120 | 生後6か月~就学前 |

私立保育所

| 園コード | 園名 | 住所 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 |
|------|-------------------------|--------------------------------|----------|-----|-----------------|
| 022 | 銀の鈴保育園 | 高花 5-3 | (47)7566 | 89 | 生後 57 日~就学前 |
| 023 | 原山保育園 | 草深 1177-18 | (47)6600 | 69 | 生後 57 日~就学前 |
| 025 | 山ゆり保育園 | 萩原 1917-8 | (98)1333 | 160 | 生後 57 日~就学前 |
| 028 | スマイル保育園 | 牧の台 1-1-2 | (48)7321 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 029 | 小倉すくすく保育園 | 小倉 673-7 | (42)5901 | 150 | 生後 57 日~就学前 |
| 024 | しおん保育園 | 松崎 517 | (46)1329 | 107 | 生後 57 日~就学前 |
| 203 | ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園 | 原 1-2 BIGHOP内 | (47)6277 | 40 | 生後 57 日~2 歳児クラス |
| 204 | エンヂェルハート保育園 | 武西 275-1 | (47)3344 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 205 | 星虹保育園 | 戸神 609-2 | (40)1189 | 86 | 生後 57 日~就学前 |
| 209 | 星虹第二保育園 | 戸神 617-3 | (45)1189 | 120 | 生後 57 日~就学前 |
| 210 | かふう保育園いんざい | 草深 1620-12 | (37)7810 | 145 | 生後 57 日~就学前 |
| 020 | AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央 | 中央南 1-13 レーベン千葉ニュータウン中央 1 階 | (85)7790 | 60 | 生後 57 日~就学前 |
| 241 | かぐろ杜の保育園 | 鹿黒南 2-3-1 | (45)2021 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 242 | コスモスの丘保育園 | 草深 2371-4 | (85)6337 | 103 | 生後 57 日~就学前 |
| 243 | ゆいのひ保育園 | 戸神 553-3 | (36)8586 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 256 | AIAI NURSERY 印西牧の原 | 原一丁目 1-2 | (37)8022 | 60 | 生後 57 日~就学前 |
| 257 | 草深こじか第二保育園 | 草深 2497-17 | (37)8124 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 258 | ちいさな杜の保育園 | 鹿黒南二丁目 3-3 | (48)5226 | 134 | 生後 57 日~就学前 |
| 260 | HALO 保育園 | 草深 1618-1 | (80)8689 | 135 | 生後 57 日~就学前 |
| 261 | コスモスの丘ひがし野保育園 | 草深 1671-35 | (37)5082 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 262 | そうほスマイル保育園 | 宗甫 46 | (85)7846 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 263 | 滝すくすく保育園 | 滝 546-5 | (37)7594 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 264 | にじの原のつなぐ保育園 | 草深 1208-15 | (85)8279 | 120 | 生後 57 日~就学前 |
| 265 | NOVA バイリンガル印西東の原保育園 | 東の原一丁目1-7 | (85)8590 | 120 | 生後6か月~就学前 |
| 268 | (仮称)小倉すくすく保育園千葉 NT 駅前分園 | 中央北 1-4 アルカサール内 | (94)5781 | 57 | 生後 57 日~就学前 |
| 270 | (仮称)リップル保育園高花 | 高花 1-8-1 | (36)7607 | 70 | 1 歳児クラス〜就学前 |

認定こども園

| 園コード | 園名 | 住所 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 |
|------|---|---------------|----------|-----|-----------------|
| 514 | どんぐり保育園 | 小林北 5-12-2 | (97)1383 | 65 | 生後 57 日~就学前 |
| 519 | 草深こじか保育園 | 草深 2496-10 | (36)5161 | 75 | 生後 57 日~就学前 |
| 510 | 牧の原宝保育園 | 牧の原 3-1-3 | (49)4011 | 90 | 生後 57 日~就学前 |
| 512 | 認定こども園 Rainbow Wings International (本園:0~5歳児) | 草深 1105-1 | (85)8685 | 117 | 生後 57 日~就学前 |
| 513 | 認定こども園 Rainbow Wings International (分園: 0~2歳児) | 中央南 1-1-1 2 階 | (85)8685 | 33 | 生後 57 日~2 歳児クラス |
| 207 | 印西ひかりこども園 | 木下 804-6 | (40)3737 | 133 | 生後 57 日~就学前 |
| 267 | たかさごスクール千葉ニュータウン | 鹿黒南五丁目 2 | (85)4261 | 140 | 生後 57 日~就学前 |
| 266 | 市川学園西の原幼稚園 | 西の原三丁目 15 | (47)0644 | 20 | 3 歳児クラス〜5 歳児クラス |

小規模保育事業

| 園コード | 園名 | 住所 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 |
|------|------------------|----------------------|----------|----|-----------------|
| 700 | やまと小規模保育園 | 牧の原 1-3 牧の原モア A-20-2 | (77)3004 | 19 | 生後 6 か月~2 歳児クラス |
| 701 | カインド・ナーサリー牧の原第1園 | 牧の原 5-13-1 (1 階) | (33)3777 | 19 | 生後 6 か月~2 歳児クラス |
| 702 | カインド・ナーサリー牧の原第2園 | 牧の原 5-13-1 (2 階) | (85)4788 | 19 | 生後 6 か月~2 歳児クラス |
| 704 | リップル保育園 CNT 高花Ⅱ | 高花1-8-1 | (36)7608 | 19 | 生後 57 日~2 歳児クラス |